

【目次】

○公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	1
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	81
○最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）	103
○漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）	104
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令 (平成十四年政令第十九号)	117
○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）	131
○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）	136

【附則第三条関係】

【附則第四条関係】

【附則第五条関係】

【附則第六条関係】

【附則第七条関係】

【附則第八条関係】

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章の一　（略）</p> <p>第四章　投票（第二十四条～第四十八条の二）</p> <p>第四章の二　共通投票所（第四十八条の三・第四十九条）</p> <p>第四章の三　記号式投票（第四十九条の二～第四十九条の六）</p> <p>第四章の四　期日前投票（第四十九条の七～第四十九条の十一）</p> <p>第五章　不在者投票（第五十条～第六十五条）</p> <p>第五章の二～第十四章　（略）</p> <p>附則</p> <p>別表第一～別表第五</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の一　（略）</p> <p>第四章　投票（第二十四条～第四十九条）</p> <p>第四章の二　記号式投票（第四十九条の二～第四十九条の六）</p> <p>第四章の三　期日前投票（第四十九条の七～第四十九条の十）</p> <p>第五章　不在者投票（第五十条～第六十五条）</p> <p>第五章の二～第十四章　（略）</p> <p>附則</p> <p>別表第一～別表第五</p>
<p>（選挙権を有しない者に係る通知）</p> <p>第一条の三　市町村の選挙管理委員会は、 法第十二条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したことを見つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。</p>	<p>（選挙権を有しない者の通知）</p> <p>第一条の三　市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者で法第十二条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなったものが他の市町村の区域内に住所を移したことを見つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。</p>

市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者（当該市町村の区域内から更に住所を移した者を含む。）で当該市町村の区域内に住所を定めた後四箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には法第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたとき、その者が当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第十三条第三項（政治資金規正法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又はこの項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第三章 選挙人名簿

（選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、法第十九条第三項の規定により選挙人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、磁気ディスク及び当該選挙人名簿に記録されている事項の利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項に規定する場合においては、当該選

第三章 選挙人名簿

（選挙人名簿を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、法第十九条第三項の規定により選挙人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。）の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項に規定する場合においては、当該選

挙人名簿に記録されている事項が投票管理者、開票管理者及び当該市町村の選挙管理委員会の職員（当該市町村の選挙管理委員会から）選舉に関する事務を委嘱された職員及び当該市町村の委託を受けて選挙人名簿に関する事務の処理に従事する者を含む。）以外の者に電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該選挙人名簿が滅失し、又は毀損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（年齢満十七年の者の調査等）

第十一条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月、六月、九月及び十二月（以下「登録月」という。）の一日現在により、次に掲げる者の中年齢満十七年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満十八年になるものを調査し、法第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならない。この場合において、市町村の選挙管理委員会から要請があつたときは、当該市町村長は、当該調査に協力しなければならない。

一 当該市町村の住民基本台帳に記録されている者

二 当該市町村の区域内から住所を移した者のうち、その者に係る登録市町村等（法第二十一条第一項に規定する登録市町村等をいう。以下の号において同じ。）の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないもの

（縦覧用書面の写しの閲覧）

挙人名簿に記録されている事項が当該市町村の選挙管理委員会の職員（当該市町村の選挙管理委員会によつて選挙に関する事務を委嘱された職員を含む。）以外の者に同項の電子計算機に接続された電気通信回線を通じて知られること及び当該選挙人名簿が滅失し又は毀損することを防止するために必要な措置を講じなければならない。

（年齢満十九年の者の調査等）

第十一条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月、六月、九月及び十二月（以下「登録月」という。）の一日現在により、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者の中年齢満十九年のものでその登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満二十年になるものを調査し、法第二十二条第二項の規定による選挙人名簿の登録を行う場合のための整理をしなければならない。この場合において、市町村の選挙管理委員会から要請があつたときは、当該市町村長は、当該調査に協力しなければならない。

い。

（縦覧用書面の写しの閲覧）

第十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十三条第一項の規定により、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所（法第二十一条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）及び生年月日を記載した書面を縦覧に供するときは、併せて、その書面の写しを公衆の見やすい場所において選挙人に閲覧させるように努めなければならない。

（表示の消除）

第十六条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十七条第一項又は第二項の規定による表示をされた者が法第二十一条第一項に規定する者に該当するに至つたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

第四章 投票

（指定投票区の投票管理者等の事務の方法等）

第二十六条の二 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する選挙人が第六十四条第二項の規定により投票をした場合その他必要があると認める場合には、直ちにその旨を当該指定関係投票区に係る指定投票区の投票管理者に通知しなければならない。

2 法第三十七条第七項に規定する投票に関する事務のうち政令で定めるものは、指定関係投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票であつて、第六十条の規定により、指定投票区の投票管理者に送致されたものに係る第六十二条第一項、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務とする。

第十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十三条第一項の規定により、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所（法第二十一条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載された書面を縦覧に供するときは、併せて、その書面の写しを公衆の見やすい場所において選挙人に閲覧させるように努めなければならない。

（表示の消除）

第十六条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十七条第一項の規定による表示をされた者が選挙人名簿に登録される資格を有するに至つたことを知つた場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

第四章 投票

（指定投票区の投票管理者等の事務の方法等）

第二十六条の二 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する選挙人が第六十四条第二項の規定により投票をした場合その他必要があると認める場合には、直ちにその旨を当該指定関係投票区に係る指定投票区の投票管理者に通知しなければならない。

2 法第三十七条第七項に規定する投票に関する事務のうち政令で定めるものは、指定関係投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票であつて、第六十条の規定により、指定投票区の投票管理者に送致されたものに係る第六十二条第一項、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務とする。

3 指定関係投票区の投票管理者は、当該指定関係投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票に係る第六十二条第一項、第六十三条及び第六十五条に規定する投票管理者の事務を行わないものとする。

(指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第二十六条の五 指定投票区について法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該選挙については、当該指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区は、指定投票区及び指定関係投票区でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

2 指定関係投票区について法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には、当該選挙については、当該指定投票区は、指定関係投票区でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

(選挙人名簿の送付等)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。

二 その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。）を送付しなければならない。

(指定投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第二十六条の五 指定投票区について法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた場合においては、当該選挙については、当該指定投票区及び当該指定投票区に係る指定関係投票区は、指定投票区及び指定関係投票区でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

2 指定関係投票区について法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた場合においては、当該選挙については、当該指定投票区は、指定関係投票区でないものとみなす。この場合において必要な事項は、総務省令で定める。

(選挙人名簿の送付)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、投票所を開く時刻までに、各投票区の投票管理者に、その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）又は当該事項を記載した書類。次項、第四十七条第二項及び第七十五条において同じ。）を送付しなければならない。

く。) 次に掲げるいずれかの措置

イ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付すること。

ハ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三 その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であるとの確認を行うこととしている場合に限る。）当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

2

市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、投票所を開く時刻までに、指定投票区の投票管理者に、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付しなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その指定投票区に係る指

定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。

二 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿が法
第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場
合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管
理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情
報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該
選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行つた後、
第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている
場合を除く。） 次に掲げるいづれかの措置

イ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町
村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通
じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により
送付すること。

ロ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した
電磁的記録媒体を送付すること。

ハ 当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した
書類を送付すること。

三 その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿が法
第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場
合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管
理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情
報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該
選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行つた後、
第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている
場合に限る。） 当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及

び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

(住所移転者の投票)

第二十九条 法第二十二条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で他の市町村の区域内に住所を移したもの又は他の市町村の区域内に住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、なお選挙権を有するときは、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

2 (略)

なお選挙権を有するときは、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。
選挙人名簿に登録されている者は、その市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した場合において、第十七条の規定により登録の移替えがされたときは、当該他の投票区の投票所において投票をしなければならない。

(国外への住所移転者の投票)

第三十条 法第二十二条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で国外へ住所を移したもの又は国外へ住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、なお選挙権を有するときは、在外選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

(国外への住所移転者の投票)

第三十条 選挙人名簿に登録されている者は、国外へ住所を移した場合において
なお選挙権を有するときは、在外選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

(投票用紙の交付)

第二十九条 選挙人名簿に登録されている者は、他の市町村の区域内に住所を移した場合において

(住所移転者の投票)

第二十九条 選挙人名簿に登録されている者は、

なお選挙権を有するときは、当該他の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。

- 8 -

第三十五条 投票管理者は、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により

認した後（同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものにあつては、併せて）、法第四十四条第三項の規定により提示された引続居住証明書類（同項に規定する引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書をいう。以下同じ。）について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認した後）に、当該選挙人に投票用紙を交付しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 選挙人名簿又はその抄本と対照する方法

二 選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合 次に掲げるいずれかの方法

イ 市町村の選挙管理委員会から送付された当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法

ロ 当該投票管理者及び市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法

投票管理者は、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書（以下この

第三十五条 投票管理者は、投票立会人の面前において、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）と对照して確

認した後（同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものにあつては、あわせて、法第四十四条第二項の規定により提示された文書

について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認した後）に、これに投票用紙を交付しなければならない。

投票管理者は、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書

項及び第五章において「選挙人名簿登録証明書」という。)の交付を受けた船員に投票用紙を交付すべき場合には、当該選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに投票用紙を交付した旨を記入しなければならない。

3 投票管理者は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証(以下第五十三条までにおいて「南極選挙人証」という。)の交付を受けた選挙人に投票用紙を交付すべき場合には、当該南極選挙人証を提示させ、これに投票用紙を交付した旨を記入しなければならない。

(投票箱を閉鎖する場合の措置)

第四十三条 法第五十三条第一項の規定により投票箱を閉鎖すべき場合には、投票管理者は、投票箱の蓋を開じ、施錠した上、一の鍵は投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し、他の鍵は投票管理者が保管しなければならない。

(磁気ディスクをもつて調製されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿に記録されている事項の送致方法等)

第四十四条の二 投票管理者は、法第五十五条又は第五十六条の規定により選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を送致する場合には、次に掲げるいづれかの方針により行うものとする。

- 一 当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法
- 二 当該投票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理

けた船員に投票用紙を交付すべき場合においては、当該選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに投票用紙を交付した旨を記入しなければならない。

3 投票管理者は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた選挙人に投票用紙を交付すべき場合においては、当該南極選挙人証の交付を受けた選挙人に投票用紙を交付した旨を記入しなければならない。

(投票箱を閉鎖する場合の措置)

第四十三条 法第五十三条の規定によつて投票箱を閉鎖すべき場合においては、投票管理者は、投票箱のふたを開じ、かぎをかけた上、一のかぎは投票箱を送致すべき投票立会人(投票管理者が同時に開票管理者である場合においては、投票管理者の指定した投票立会人)が保管し、他のかぎは投票管理者が保管しなければならない。

(磁気ディスクをもつて調製されている選挙人名簿及び在外選挙人名簿に記録される事項の送致方法)

第四十四条の二 投票管理者又は選挙管理委員会は、法第五十五条又は第五十六条の規定により選挙人名簿又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を送致する場合には、当該事項を記録した電磁的記録媒体を送付する方法によるものとする。

- 一 当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法
- 二 当該投票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理

者に送付する方法

2 | 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第三十五条第一項第一二号

口に掲げる方法により選挙人が選挙人名簿に登録されている者であるとの確認を行つた場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

3 | 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第三十五条第一項第二号口に掲げる方法により選挙人が在外選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行つた場合には、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該在外選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならない。

4 | 法第五十五条ただし書に規定する選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てを第三十五条第一項第二号口に掲げる方法により行つた場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第二項に規定する措置を講じたときとする。

5 | 法第五十五条ただし書に規定する在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合で政令で定めるときは、投票管理者が、選挙人が在外選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てを第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第三十五条第一項第二号口に掲げる方法により行つた場合であつて、市町村の選挙管理委員会が第三項に規定する措置を講じたときとする。

6 | 前二項の場合（市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に記録されてい

る全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合を除く。）においては、当該投票管理者は、選挙の当日、選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類又は在外記録媒体若しくは当該事項を記載した書類を当該市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

7 第四項又は第五項の場合（市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付した場合に限る。）においては、当該投票管理者は、選挙の当日、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から消去しなければならない。

（地方公共団体の長の選挙における投票期日の延期と繰上投票）

第四十七条 地方公共団体の長の選挙について法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた場合において、法第五十六条の規定による投票の期日が定められた区域があるときは、その期日を定めた選挙管理委員会は、その区域において既に投票が行われたときは新たに期日を定めて更に投票を行わせ、まだ投票が行われていないときは新たに投票の期日を定めなければならない。

（地方公共団体の長の選挙における投票期日の延期と繰上投票）

第四十七条 地方公共団体の長の選挙について法第八十六条の四第七項に規定する事由が生じた場合において、法第五十六条の規定による投票の期日が定められた区域があるときは、その期日を定めた選挙管理委員会は、その区域において既に投票が行われた場合は新たに期日を定めて更に投票を行わせ、まだ投票が行われていない場合においては新たに投票の期日を定めなければならない。

2 前項の選挙については、新たに投票の期日を定めた区域に係る投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）の送致（第四十四条の二第四項に規定する場合には、投票箱及び投票録の送致）は、投票の終了後できるだけ速やかに行わなければならない。

（繰延投票に関する通知）

第四十八条 法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該投票の期日を定めた場合には、市町村の選挙管理委員会にあつては関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）並びに選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会长）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちに、同項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙においては、小選挙区

2 前項の選挙については、新たに投票の期日を定めた区域に係る投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本の送致は、投票の終了後できるだけ速やかに行わなければならない。

（繰延投票の期日の通知）

第四十八条 法第五十七条第一項の規定により投票の期日を定めた場合には、市町村の選挙管理委員会にあつては関係のある投票管理者及び開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）並びに選挙長に、都道府県の選挙管理委員会にあつては関係のある数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会长）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙においては、小選挙区

選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとしたとき、及び当該投票の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに、同項の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ中央選挙管理会に通知しなければならない。

4 (略)

選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第五十七条第一項の規定により更に期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を中央選挙管理会に通知しなければならない。

投票の期日を定

(投票を行わない旨の通知)

第四十八条の二 (略)

中央選挙管理会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨をその選挙区を包括する衆議院比例代表選出議員の選挙区に係る選挙長に通知しなければならない。

(投票を行わない旨の通知)

第四十九条 法第一百条第五項の規定により選挙長が行う通知は、衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙については、市町村の選挙管理委員会を経て行わなければならない。ただし、衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、あらかじめ選挙分会長を経なければならぬ。

第四章の二 共通投票所

(共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例)

第四十八条の三 法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(新設)

(新設)

第三十四条	第三十二条	第十一条第二項	第二十九条第二項及び第三項	第二十八条第二項各号	第一項	第二十七条	第二十五条	第一項	第二十四条第一項
投票所内	投票所	投票所	区域	投票所	各投票区	投票所	第三十七条第二項	選挙権	選挙権（共通投票所の投票管理者の職務を代理すべき者にあつては、選挙権）
投票所内又は共通投票所内	投票所及び共通投票所	投票所又は共通投票所	区域又は共通投票所	投票所又は共通投票所	各投票区及び共通投票所	投票所又は共通投票所	第三十七条第二項	第四十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第	選挙権（共通投票所の投票管理者の職務を代理すべき者にあつては、選挙権）

第四十条第一項	第四十一条第一項	第四十二条	第四十三条	第四十四条	第五第二項	第九十三条第一項	第一百四条
投票所	第四十八条第二項	投票所外	第六十条	第五十三条第一項	投票所内	各投票所	投票所
投票所又は共通投票所	第四十八条第二項	投票所外若しくは共通投票所外	第六十条（法第四十一条の二第六十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項）	第六十一条（法第四十一条の二第六十一条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項）	投票所又は共通投票所内	各投票所及び共通投票所内	投票所、共通投票所

(共通投票所を開かず、又は閉じる場合の通知)

第四十九条 市町村の選挙管理委員会は、法第四十一条の二第三項の規定

により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該
共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者（指定都市において
は、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）に通知しなければならない
。

(新設)

第四章の三 記号式投票

第四章の四 期日前投票

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所にお
いて投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用につ
いては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第四章の二 記号式投票

第四章の三 期日前投票

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の場合においては、第二十五条
中「氏名」とあるのは「氏名並びにその者が職務を行うべき日」と、第
二十七条中「名称」とあるのは「名称並びにその者の投票に立ち会うべき日」と、「投票所」とあるのは「期日前投票所」と、第二十八条第一
項中「投票所」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の初日において
当該期日前投票所」と、「各投票区の投票管理者に、その投票区の区域
に係る選挙人名簿又はその」とあるのは「投票管理者に、選挙人名簿の
」と、第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十二条中「
投票所」とあるのは「期日前投票所」と、第四十三条中「投票箱を送致
すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合において

第二十五条	第三十七条第二項	第四十八条の二第五項の規定に より読み替えて適用される法第
第一項	当該選挙の選挙権	選挙権

四項	第四十一条第一項	第十一条第一項	四条及び第四	二条、第三十	二項、第三十	第三十一条第一項	第二十八条规定	一項各号	第二十八条规定	一項	第二十七条规定	氏名	三十七条第二項
第四十八条第二項							投票所	投票区の区域	各投票区	投票所	名称	べき日	氏名並びにその者が職務を行うべき日
第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第							期日前投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所	期日前投票所	期日前投票所	会うべき日	名前並びにその者の投票に立ち会うべき日	票所」とあるのは「期日前投票所」と、「ならない」とあるのは「ならぬ。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない」とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

は、投票管理者の指定した投票立会人」とあるのは「投票管理者の指定した投票立会人」と、「保管し」とあるのは「封印をし」と、第四十条中「開票管理者」とあるのは「市町村の選挙管理委員会」と、「投票所」とあるのは「期日前投票所」と、「ならない」とあるのは「ならぬ。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない」とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第四十四条										
ならない	投票所	開票管理者	保管しなければ	保管し	、投票管理者の指定した投票立会人が	理者である場合には、投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合に）が	投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合に）が	第五十三条第一項	第六十条	投票所
ならない。ただし、投票管理者	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会	封印をしなければ				投票管理者の指定した投票立会人が封印をし	五十三条第一項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第六十条	期日前投票所

第四十四条の二第一項	は、法第五十五条又は第五十六条	は第五十五条及び第五十六条	が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第四十四条の二第六項及び第七項	選挙の当日	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に	及び市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条

(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第四十九条の八 (略)

(期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書)

第四十九条の八 選挙人は、法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとする場合においては、同項各号に掲げる事由のうち選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。

(期日前投票所を開かず、又は閉じる場合等の通知)

第四十九条の九 市町村の選挙管理委員会は、法第四十八条の二第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経てこれらの者）に通知しなければならない。市町村の選挙管理委員会が当該期日前投票所を開く場合も、

(新設)

同様とする。

(期日前投票における投票録)

第四十九条の十 (略)

第四十九条の十一 法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条の規定により投票箱等（同条に規定する投票箱等をいう。）を送致する場合には、併せて第四十九条の七の規定により読み替えて適用される第四十三条の規定により封印をした鍵を送致しなければならない。

(期日前投票における投票箱の鍵の送致)

第四十九条の九 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、投票録を作り、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(期日前投票における投票箱のかぎの送致)

第四十九条の十 法第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条の規定によつて投票箱等（同条に規定する投票箱等をいう。）を送致する場合においては、併せて第四十九条の七の規定により読み替えて適用される第四十三条の規定によつて封印をしたかぎを送致しなければならない。

第五章 不在者投票

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム）第五項において「有料老人ホーム」という。）をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者

第五章 不在者投票

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第五十条 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条に規定する有料老人ホーム）において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者

に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号））第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入れ所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、保護施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入れ所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 (略)

に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号））第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入れ所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院（以下この章において「不在者投票施設」という。）において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものは、前項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた

日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 点字によつて投票をしようとする選挙人は、前二項の規定による請求をする際に、前二項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

4 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。同条において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。第五十五条第四項第三号及び第九項において同じ。）、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長（これらの者が同条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設

にあるべき選挙人の依頼があつた場合には

自ら又はその代理人によつて、当該選挙人に代わつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で同項の規定による請求及び申立て並びに前項の規定による申立てをることができる。

5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者若しくは同条第六項の規定により当

3 点字によつて投票をしようとする選挙人は、前二項の請求をする際に、前二項の選挙管理委員会の委員長に対し、その旨を申し立てなければならない。

4 第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者である船長、病院の院長、老人ホームの長（有料老人ホームにあつては、その施設の管理者。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十六条第一項に規定する留置業務管理者をいう。以下この章において同じ。）、少年院の長又は婦人補導院の長（これらの者が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、同条第九項の規定により同条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者となる者。以下この条において同じ。）は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院にあるべき選挙人の依頼があつた場合には、自ら又はその代理人によつて、これらの選挙人に代わつて、第一項の選挙管理委員会の委員長に対し、文書をもつて同項の請求及び申立て並びに前項の申立てをることができる。

5 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者

該選挙の選挙権を有するものとみなされた者が第一項の規定による請求

をする場合又はこれらの者に代わって不在者投票施設の長

規定による請求をする場合には、第一項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

6 船員（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下この章において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船員に代わって不在者投票施設の長

若しくはその代理人が前項の規定による請求をする場合には、第一項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

7 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に代わって不在者投票施設の長

若しくはその代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

が第一項の規定による請求

をする場合又はその者に代わって船長、病院の院長、老人ホームの

長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が前項の規定による請求をする場合においては、第一項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

6 船員（第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下この章において同じ。）が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は船員に代わって船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長若しくはそれらの代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

7 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、南極選挙人証の交付を受けた選挙人が第一項若しくは第二項の規定による請求をする場合又は当該選挙人に代わって不在者投票施設の長

若しくはその代理人が第四項の規定による請求をする場合には、第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

第一項又は第二項の選挙管理委員会の委員長に、当該選挙人の南極選挙人証を提示しなければならない。

(船員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求の特例)

第五十一条 船員は、選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合には、前条第一項、第二項又は第四項の規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定するものの選挙管理委員会の委員長に対して、
選挙人名簿登録証明書及び船員手帳を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

第五十一条 船員は、選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合においては、前条规定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定するものの選挙管理委員会の委員長に対して、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書及び船員手帳を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人は、前二項」とあるのは「船員は、次条第一項」と、「に、前二項」とあるのは「に、同項」と、同条第四項中「選挙人の」とあるのは「船員で、当該不在者投票施設において投票をしようとするもの」と読み替えるものとする。

第五十一条 船員は、選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる場合においては、前条規定による請求をする場合を除くほか、選挙の期日の公示又は告示がであった日の翌日から選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定するものの選挙管理委員会の委員長に対して、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書及び船員手帳を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「選挙人」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「あるべき選挙人の依頼があつた」とあるのは「あるべき船員で、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものの依頼があつた」と、「選挙人」とあるのは「船員」と、「第一項」「次条第一項」とあるのは「文書により、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書（船長又はその代理人以外の第五十五条第四項に規定する不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人にあつては、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書及び船員手帳）を提示して、「と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者）にあつては、併せて、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは、当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が

選者であるときは、当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

二 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者）にあつては、併せて、第五十条第五項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合は、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（郵便等をもつて発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは、当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者であるときには、当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

一 第五十条第一項の規定によつて請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

二 第五十条第二項の規定によつて請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。

三 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該

不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号に掲げる措置をとる

場合には、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、不在者投票施設

において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該不在者投票施設

の名称）を記載した

不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを同項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3 第一項の場合において、第五十条第三項又は第四項の規定により点字によって投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた選挙人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

4 第一項第三号の規定により交付され、又は郵便等をもつて発送された投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（不在者投票管理者）

第五十五条 法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し、又は居住する地

三 第五十条第四項の規定によつて請求を受けた場合にあつては、当該

不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもつて発送する。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項第一号の措置をとる

場合においては、当該選挙人について、氏名及び生年月日（当該選挙人が、船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院の名称）を記載した

不在者投票証明書を作成し、これを封筒に入れて封をし、封筒の表面に不在者投票証明書が在中する旨を表示し、その裏面に記名して印を押し、これを前項の投票用紙及び投票用封筒とともに、選挙人に交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。

3 第一項の場合において、第五十条第三項又は第四項の規定によつて点字によって投票をする旨の申立てをし、又は申立てをされた選挙人に交付し、又は発送すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

4 第一項第三号の規定により

投票用紙及び投票用封筒を受け取った不在者投票管理者又はその代理人は、直ちにこれを選挙人に渡さなければならない。

（不在者投票管理者）

第五十五条 法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者は、投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人が現に所在し又は居住する地

の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。

2・3 (略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一・三 (略)

の市町村の選挙管理委員会の委員長（当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を除く。）とする。

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者で、第五十条第一項の規定による請求をしたもの（第五十八条第一項において「病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

3 選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で現に当該選挙の選挙権を有しないものの不在者投票については、前二項の規定によるほか、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前三項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第四十九条第一項に規定する不在者投票管理者とする。

一 総トン数二十トン以上の船舶（漁船にあつては、総トン数三十トン以上のものとする。）に乗船している船員で当該船舶内で不在者投票をするもの 当該船舶の船長

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道

府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者又は都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者（これらの者で、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条第一項の規定による請求をしたものを除く。）当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長

三 刑事施設に収容されている者、労役場若しくは監置場に留置されている者又は留置施設に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十五条第一項の規定により留置されている者 当該刑事施設の長、当該労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は当該留置施設の留置業務管理者

四 少年院に収容されている保護処分に付された者

当該少年院の長

五 婦人補導院に収容されている補導処分に付された者 当該婦人補導院の長

5 5～7 法第四十九条第四項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する特定国外派遣組織（以下この章において「特定国外派遣組織」という。）の長とする。

6 法第四十九条第七項に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する船舶の船長とする。

7 法第四十九条第八項各号に規定する不在者投票管理者は、同項に規定する南極地域調査組織（以下この章において「南極地域調査組織」という。）の長とする。

8 第四項第一号若しくは第六項の船舶の船長、第二項若しくは第四項第

二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、第五項の特定国外派遣組織の長又は前項の南極地域調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合には、第二項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票

管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船員法第二十条の規定により、船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長、婦人補導院の長、特定国外派遣組織の長若しくは南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 (略)

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第五十九条の四 法第四十九条第二項に規定する選挙人は、第五十条第一

項の規定による請求をし、又は同条第四項の規定により同条第一項の請求がされた場合を除くほか、選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

8 第四項第一号若しくは第六項の船舶の船長、第二項若しくは第四項第

二号の病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長、第五項の特定国外派遣組織の長又は前項の南極地域調査組織の長は、候補者となつた場合又は外国人である場合には、第二項及び第四項から前項までの規定にかかわらず、不在者投票管理者となることができない。

9 第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票

管理者となるべき者が前項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合においては、船員法第二十条の規定によつて船長の職務を行うべき者、病院の院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、婦人補導院の長、婦人補導院の長、特定国外派遣組織の長若しくは南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者が第二項及び第四項から第七項までに規定する不在者投票の不在者投票管理者となるものとする。

2 第五十九条の三の一第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十

2 第五十九条の三の二第四項の規定により郵便等投票証明書に法第四十

九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人（第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。）は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようと/orする場合には、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、引続居住証明書類を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者にあつては、併せて、前項の規定により提示された引続居住証明書類について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、投票用封筒の表面上に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。

九条第三項に規定する選挙人に該当する旨の記載を受けている選挙人（第五十九条の三の二第五項の規定による記載を受けているものを除く。）は、前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しようと/orする場合には、同項の規定にかかわらず、当該郵便等投票証明書に記載されている代理記載人となるべき者をして同項の文書に、当該選挙人の署名に代えて、当該選挙人の氏名を記載させることができる。この場合において、当該代理記載人となるべき者は、当該文書に署名をしなければならない。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者

が第一項の規定による請求をする場合には、同項の選挙管理委員会の委員長に、法第四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による
請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者
にあつては、併せて、前項の規定により提示された文書について、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。この場合にお

いでは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入しなければならない

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四 特定国外派遣組織に属する選挙人（以下この条及び第一百四十二条第二項において「特定国外派遣隊員」という。）は、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、
選挙の期日前五日までに、当該特定国外派遣組織の長（当該特定国外派遣組織の長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、
、当該特定国外派遣組織の長の職務を代理すべき者）で同条第五項に規定する不在者投票管理者であるもの（以下この条において単に「特定国外派遣組織の長」という。）に対し、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該特定国外派遣組織の国外派遣期間中にかかる場合において当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で法第四十九条第四項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2 (略)

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する特定国外派遣隊員又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、
、当該特定国外派遣組織の長に、
引続居住証明書類
を提示しなければならない。

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四 特定国外派遣組織に属する選挙人（以下この条及び第一百四十二条第二項において「特定国外派遣隊員」という。）は、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、
選挙の期日前五日までに、当該特定国外派遣組織の長（当該特定国外派遣組織の長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、
、当該特定国外派遣組織の長の職務を代理すべき者）で同条第五項に規定する不在者投票管理者であるもの（以下この条において単に「特定国外派遣組織の長」という。）に対し、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該特定国外派遣組織の国外派遣期間中にかかる場合において当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で法第四十九条第四項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する特定国外派遣隊員又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、
、当該特定国外派遣組織の長に、
法第四十四条第三項に規定する文書を提示しなければならない。

4 船員である特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、
当該特定国外派遣組織の長に、
選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

選挙人名簿登録証明

5 第一項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該特定国外派遣隊員が当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているものであると認める場合には、

自ら又はその代理人によつて、選挙の期日前三日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で、当該特定国外派遣組織の長であることを証する書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

6 第二項の規定による申立て、第三項の規定による引続居住証明書類の提示又は第四項の規定による選挙人名簿登録証明書の提示を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申立て又は当該引続居住証明書類若しくは選挙人名簿登録証明書の提示をした特定国外派遣隊員について前項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該申立てがあつた旨を申し立て、又は当該引続居住証明書類若しくは選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者にあつては、併せて、前項の規定により提示された引続居住証明書類に

4 船員である特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、
当該特定国外派遣組織の長に、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

選挙人名簿登録証明

5 第一項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該特定国外派遣隊員が当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているものであると認める場合には、

自ら又はその代理人によつて、選挙の期日前三日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で、当該特定国外派遣組織の長であることを証する書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

6 第二項の規定による申立て又は第三項若しくは第四項の規定による文書の提示を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申立て又は当該文書の提示をした特定国外派遣隊員について前項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該申立てがあつた旨を申し立て、又は当該文書を提示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合には、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第四項の規定により当該選挙の選挙権を有する者）にあつては、併せて、前項の規定により提示された法第四十四条第三項に規定する文書に

ついて、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には）、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

8 前項の場合において、第二項の規定により 点字によつて投票をする旨の申立てをした特定国外派遣隊員に交付すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

9 特定国外派遣組織の長の代理人が第七項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちに、これを特定国外派遣組織の長に引き渡さなければならない。

10 (略)

ついて、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には）、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

8 前項の場合において、第二項の規定によつて点字によつて投票をする旨の申立てをした特定国外派遣隊員に交付すべき投票用紙は、点字投票である旨の表示をしたものでなければならない。

9 特定国外派遣組織の長の代理人が第七項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちに、これを特定国外派遣組織の長に引き渡さなければならない。

10 第七項又は前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付又は引渡しを受けた特定国外派遣組織の長は、第一項の申出をした特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもので当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けたときは、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員に交付しなければならない。

<p>11 (略)</p>	<p>12 (略)</p> <p>13 不在者投票管理者である特定国外派遣組織の長は、第一項の規定による投票を受け取った場合には、投票用封筒に投票の年月日及び場所を記載し、並びにこれに記名し、かつ、前項において準用する第五十六条第三項の規定により投票に立ち会つた者に署名をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちに、これを当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。</p>
<p>14 (略)</p>	<p>15 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合における第一項、第五項及び第十項の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において投票をしなければならない。</p>
<p>14 (略)</p>	<p>15 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において投票をしなければならない。</p>
<p>15 次に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人（特定国外派遣組織に属するものを除く。）で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この政令の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。この場合において、この条の規定の適用については、第一項中「当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において投票をしなければならない。</p>	

て当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙」とあるのは「選挙」と、「特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「特定国外派遣隊員が第十五項各号に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項各号に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

一〇三 (略)

(指定船舶に乗船している船員の不在者投票の特例)

第五十九条の六 船員は、法第四十九条第七項に規定する船舶（以下この条において「指定船舶」という。）に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合には、当該指定船舶の船長（当該船長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船員法第二十条の規定により当該船長の職務を行うべき者）で第五十五条第六項に規定する不在者投票管理者となるべきもの（以下この条において単に「船長」という。）に対し、選挙人名簿登録証明書を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶の航海の期間中にかかる場合において当該指定船舶内で法第四十九条第七項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができ

て当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合においては、選挙」とあるのは「選挙」と、「当該特定国外派遣組織の国外派遣期間」とあるのは「当該特定国外派遣隊員が第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている期間」と、第五項中「当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「第十五項に掲げる法律の規定に基づき国外に派遣されている者」と、第十項中「特定国外派遣隊員のうち国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているもの」とあるのは「特定国外派遣隊員」とする。

- 一 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律
- 二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 三 國際緊急援助隊の派遣に関する法律

(指定船舶に乗船している船員の不在者投票の特例)

第五十九条の六 船員は、法第四十九条第七項に規定する船舶（以下この条において「指定船舶」という。）に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合には、当該指定船舶の船長（当該船長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、船員法第二十条の規定により当該船長の職務を行うべき者）で第五十五条第六項に規定する不在者投票管理者となるべきもの（以下この条において単に「船長」という。）に対し、第十八条规定する選挙人名簿登録証明書を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶の航海の期間中にかかる場合において当該指定船舶内で法第四十九条第七項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができ

る。

2 前項の申出を受けた船長は、当該船員が当該指定船舶に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする者であると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、当該指定船舶の名称及び当該指定船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。

3 (略)

4 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合には、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び選挙の種類並びに当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名を記入し、当該請求をした船長又はその代理人の面前においてその投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を保管箱又は保管用封筒に入れ、これに封をして交付しなければならない。この場合において、当

る。

2 前項の申出を受けた船長は、当該船員が当該指定船舶に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする者であると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、当該指定船舶の名称及び当該指定船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。

3 (略)

4 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項の規定によつて投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合には、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び選挙の種類並びに当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名を記入し、当該請求をした船長又はその代理人の面前においてその投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を保管箱又は保管用封筒に入れ、これに封をして交付しなければならない。この場合において、当

該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、保管箱又は保管用封筒にはその市町村名、選挙の種類及び指定船舶の航海予定期間並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した枚数並びにこれらを交付した年月日を表示し、船員の選挙人名簿登録証明書には選挙の種類及びその市町村名並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長又はその代理人に交付した旨を記入しなければならない。

5 船長の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちにこれを船長に引き渡さなければならない。

6 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十二項に規定するファクシミリ装置を設置した場合には、速やかにそのファクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長に通知しなければならない。

7 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、当該指定船舶の航海の期間中に、衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙の期日の公示があつたこと又は当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名）を知つた場合には、直ちにこれを船員に對して知らせるよう努めなければならない。

8 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、衆議

該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、保管箱又は保管用封筒にはその市町村名、選挙の種類及び指定船舶の航海予定期間並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した枚数及びそれらを交付した年月日を表示し、船員の選挙人名簿登録証明書には選挙の種類及びその市町村名並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長又はその代理人に交付した旨を記入しなければならない。

5 船長の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付を受けた場合においては、当該代理人は、直ちにこれを船長に引き渡さなければならない。

6 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十二項に規定するファクシミリ装置を設置した場合においては、速やかにそのファクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長に通知しなければならない。

7 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、当該指定船舶の航海の期間中に、衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙の期日の公示があつたこと又は当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第八十六条の二第一項の規定による届出に係る名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては参議院名簿届出政党等の法第八十六条の三第一項の規定による届出に係る名称及び略称を含む）を知つた場合においては、直ちにこれを船員に對して知らせるよう努めなければならない。

8 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、衆議

院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶の航海の期間中にかかる場合において、第一項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合を除くほか、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分に当該指定船舶の名称及び交付の年月日を記載し、並びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名し、更に第十一項において準用する第五十六条第三項の規定により投票に立ち会う者に投票送信用紙用封筒とともに当該船員に交付すると該投票送信用紙を投票送信用紙用封筒とともに当該船員に交付するとともに、第六項の規定により通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならない。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに当該選挙の期日並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨を記入しなければならない。

9 前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者である船長の管理する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項において同じ。）である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨）を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを

院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶の航海の期間中にかかる場合において、第一項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものから、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合を除くほか、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分に当該指定船舶の名称及び交付の年月日を記載し、並びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名し、更に第十一項において準用する第五十六条第三項の規定により投票に立ち会う者に投票送信用紙用封筒とともに当該船員に交付すると該投票送信用紙を投票送信用紙用封筒とともに当該船員に交付するとともに、第六項の規定により通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせなければならない。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに当該選挙の期日並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨を記入しなければならない。

9 前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者である船長の管理する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分にその氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨）を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを

第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

い。

10 前項の規定により送信をした船員は、直ちに、自ら、当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付け、これを不在者投票管理者である船長に提出しなければならない。

11 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による投票について準用する。この場合において、第三十二条中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「船長」と、「投票所において選挙人が投票の記載をする場所」とあるのは「法第四十九条第七項に規定する不在者投票管理者の管理する場所」と、「投票用紙」とあるのは「投票送信用紙」と、第五十六条第三項中「前二項」とあるのは「第五十九条の六第八項から第十項まで」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第五十九条の六第八項から第十項まで」と、「投票用紙」とあるのは「投票送信用紙の投票記載部分」と、「これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面」とあるのは「投票送信用紙の必要事項記載部分」と、「選挙人の氏名」とあるのは「選挙人の氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する自衛隊員をいう。以下この項において同じ。）である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨）」と、「提出させなければ」とあるのは「第五十九条の六第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事

第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

い。

10 前項の規定により送信をした船員は、直ちに、自ら、当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付け、これを不在者投票管理者である船長に提出しなければならない。

11 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による投票について準用する。この場合において、第三十二条中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「船長」と、「投票所において選挙人が投票の記載をする場所」とあるのは「法第四十九条第七項に規定する不在者投票管理者の管理する場所」と、「投票用紙」とあるのは「投票送信用紙」と、第五十六条第三項中「前二項」とあるのは「第五十九条の六第八項から第十項まで」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第五十九条の六第八項から第十項まで」と、「投票用紙」とあるのは「投票送信用紙の投票記載部分」と、「これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面」とあるのは「投票送信用紙の必要事項記載部分」と、「選挙人の氏名」とあるのは「選挙人の氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する自衛隊員をいう。以下この項において同じ。）である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨）」と、「提出させなければ」とあるのは「第五十九条の六第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事

項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面上に貼り付け、これを提出させなければ」と、同条第五項中「投票用紙」とあるのは「投票送信用紙の投票記載部分」と、「投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければ」とあるのは「ファクシミリ装置を用いて送信を行う前に投票送信用紙の必要事項記載部分に記載させなければ」と読み替えるものとする。

12・13 (略)

14 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第九項の規定により送信された投票を第十二項のファクシミリ装置により受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

15 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、投票送信用紙等受渡簿を備え、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の受渡

項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面上に貼り付け、これを提出させなければ」と、同条第五項中「投票用紙」とあるのは「投票送信用紙の投票記載部分」と、「投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければ」とあるのは「ファクシミリ装置を用いて送信を行う前に投票送信用紙の必要事項記載部分に記載させなければならない」と読み替えるものとする。

12 第九項の規定により送信された投票を受信するために指定市町村の選挙管理委員会が設置するファクシミリ装置及びその管理の方法は、総務大臣が定める技術的基準に適合したものでなければならない。

13 第九項の規定により送信された投票を受信した用紙は、当該用紙のうち投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を直接外部から見ることができるないような覆いが設けられているものでなければならない。

14 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第九項の規定により送信された投票を第十二項のファクシミリ装置により受信した場合においては、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

15 第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、投票送信用紙等受渡簿を備え、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の受渡

しの明細その他必要と認める事項を記載するとともに、当該指定船舶が航海を終了して本邦の港に帰つた場合又は当該指定船舶の船員で第一項の規定による申出をしたものが全て、本邦に帰つた場合には、速やかにその投票送信用紙等受渡簿、第十項の規定により提出を受けた投票送信用紙用封筒及び保管箱又は保管用封筒を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。この場合において、船長は、第一項の規定による申出をした船員に交付しなかつた投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒があるときは、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を併せて送致するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

16 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により船員の選挙人名簿登録証明書の提示を受けた場合には、当該選挙人名簿登録証明書に投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の送致を受けた旨を記入しなければならない。

17 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十五項前段の規定により投票送信用紙用封筒の送致を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

(南極選挙人証)

第五十九条の七 南極地域調査組織に属する選挙人（南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）は、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合を除き、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が当該

しの明細その他必要と認める事項を記載するとともに、当該指定船舶が航海を終了して本邦の港に帰つた場合又は当該指定船舶の船員で第一項の規定による申出をしたもののがすべて本邦に帰つた場合においては、速やかにその投票送信用紙等受渡簿、第十項の規定により提出を受けた投票送信用紙用封筒及び保管箱又は保管用封筒を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。この場合において、船長は、第一項の規定による申出をした船員に交付しなかつた投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒があるときは、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を併せて送致するとともに、当該船員の選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

16 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により船員の選挙人名簿登録証明書の提示を受けた場合には、当該選挙人名簿登録証明書に投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の送致を受けた旨を記入しなければならない。

17 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十五項前段の規定により投票送信用紙用封筒の送致を受けた場合においては、当該投票送信用紙用封筒をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

(南極選挙人証)

第五十九条の七 南極地域調査組織に属する選挙人（南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）は、第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合を除き、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該選挙人が当該

市町村の選挙人名簿に登録されている旨を証する書面（以下この条及び次条において「南極選挙人証」という。）の交付を申請することができる。

2～4 （略）

市町村の選挙人名簿に登録されている旨を証する書面（以下この条及び次条において「南極選挙人証」という。）の交付を申請することができる。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による申請があつた場合には、当該申請をした選挙人に對して南極選挙人証を交付しなければならない。

3 南極選挙人証の交付を受けた者は、当該南極選挙人証の有効期間内に他の市町村の選挙人名簿に登録された場合には、直ちに、当該南極選挙人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、南極選挙人証の有効期間その他南極選挙人証に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（南極調査員の不在者投票の特例）

第五十九条の八 南極調査員（前条第一項に規定する選挙人で、南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けているものをいう。以下この条及び第一百四十二条第一項において同じ。）は、南極地域において南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする場合には、、当該南極地域調査組織の長（当該南極地域調査組織の長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者）で同条第七項に規定する不在者投票管理者となるべきもの（以下この条において単に「南極地域調査組織の長」という。）に対し、南極選挙人証（当該南極調査員が選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合には、当該選挙人名簿登録証明書。以下この条において同じ。）を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の

第五十九条の八 南極調査員（前条第一項に規定する選挙人で、南極選挙人証又は第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けているものをいう。以下この条及び第一百四十二条第一項において同じ。）は、南極地域において南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする場合においては、、当該南極地域調査組織の長（当該南極地域調査組織の長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該南極地域調査組織の長の職務を代理すべき者）で同条第七項に規定する不在者投票管理者となるべきもの（以下この条において単に「南極地域調査組織の長」という。）に対し、南極選挙人証（当該南極調査員が選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合には、当該選挙人名簿登録証明書。以下この条において同じ。）を添えて、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の

期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該南極地域調査組織が法第四十九条第八項各号に掲げる施設又は船舶においてその業務又は活動を行う期間（以下この条において「南極調査期間」という。）中にかかる場合において当該施設又は船舶内で同項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出を受けた南極地域調査組織の長は、当該南極調査員が南極地域において当該南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする者であると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第八項に規定する総務省令で指定する市町村（以下この条において「南極投票指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、同項各号に掲げる施設及び船舶の名称並びに当該施設及び船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該南極調査員の南極選挙人証を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。
- 3 第五十九条の六第三項から第十項まで及び第十二項から第十七項までの規定は、法第四十九条第八項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十九条の六第九項	（略）	（略）	（略）
不在者投票管理者である船長の管理する場所	船員は	南極調査員は	南極調査員は

期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該南極地域調査組織が法第四十九条第八項各号に掲げる施設又は船舶においてその業務又は活動を行う期間（以下この条において「南極調査期間」という。）中にかかる場合において当該施設又は船舶内で同項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出を受けた南極地域調査組織の長は、当該南極調査員が南極地域において当該南極地域調査組織に関する業務又は活動を行うため出国しようとする者であると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、法第四十九条第八項に規定する総務省令で指定する市町村（以下この条において「南極投票指定市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、同項各号に掲げる施設及び船舶の名称並びに当該施設及び船舶内に設置された同項の送信に用いるファクシミリ装置を識別するための番号を記載した文書で、当該南極調査員の南極選挙人証を提示して、同項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求しなければならない。
- 3 第五十九条の六第三項から第十項まで及び第十二項から第十七項までの規定は、法第四十九条第八項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十九条の六第九項	（略）	（略）	（略）
不在者投票管理者である船長の管理する場所	船員は	南極調査員は	南極調査員は

第五十九条の六 第六十五項	(略)								
指定船舶が航海を終	船長	(略)	第二項	指定市町村		、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨)	ある場合には、以下この項において同じ。)で	、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号(当該船員が自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項において同じ。)である場合に、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨)	場所
南極地域調査組織がその業務を	南極地域調査組織の長	(略)	第五十九条の八第二項	南極投票指定市町村				及び南極選挙人証の交付年月日	

第五十九条の六 第六十五項	(略)								
指定船舶が航海を終	船長	(略)	第二項	指定市町村		、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨)	ある場合にあつては、以下この項において同じ。)で	、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号(当該船員が自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項において同じ。)である場合に、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨)	場所
南極地域調査組織がその業務を	南極地域調査組織の長	(略)	第五十九条の八第二項	南極投票指定市町村				及び南極選挙人証の交付年月日	

第五十六条第	(略)									了して本邦の港に帰 つた場合又は当該指 定船舶の船員で第一 項の規定による申出 をしたもののが全て	終了して
第一項又は第二項	(略)									、第一項	、第五十九条の八第一項
第五十九条の八第三項において	(略)									指定市町村	南極投票指定市町村

4 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、前項において準用する第五十九条の六第八項から第十項までの規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十六条第	(略)									了して本邦の港に帰 つた場合又は当該指 定船舶の船員で第一 項の規定による申出 をしたもののがすべて	終了して
第一項又は第二項	(略)									、第一項	、第五十九条の八第一項
第五十九条の八第三項において	(略)									指定市町村	南極投票指定市町村

4 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、前項において準用する第五十九条の六第八項から第十項までの規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)					
(略)	提出させなければ 選挙人の氏名	これを投票用封筒に 入れて封をし、その 封筒の表面	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分	準用する第五十九条の六第八項 から第十項まで
(略)	第五十九条の八第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付け、これを提出させなければ	選挙人の氏名、住所及び南極選挙人証の交付年月日	投票送信用紙の必要事項記載部	投票送信用紙の投票記載部分	準用する第五十九条の六第八項 から第十項まで

(略)					
(略)	提出させなければ 選挙人の氏名	これを投票用封筒に 入れて封をし、その 封筒の表面	投票用紙	投票送信用紙の投票記載部分	準用する第五十九条の六第八項 から第十項まで
(略)	第五十九条の八第二項に規定するファクシミリ装置を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付け、これを提出させなければ	選挙人の氏名、住所及び南極選挙人証の交付年月日	投票送信用紙の必要事項記載部	投票送信用紙の投票記載部分	準用する第五十九条の六第八項 から第十項まで

(投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置)

第六十二条 投票管理者（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区の投票

管理者を除く。）は、投票所を閉じ

る時刻までに第六十条の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票及び不在者投票証明書を一時そのまま保管しなければならない。

2 指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第六十条の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

(不在者投票の受理不受理等の決定)

第六十三条 投票管理者（指定関係投票区を定めている場合には、指定関

係投票区（指定在外選挙投票区である指定関係投票区を除く。）の投票

管理者を除く。以下この条及び第六十五条において同じ。）は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、前条の規定により保管する投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定により受理の決定を受けた投票で第五十六条第五項（第五十七条第三項、第五十八条第四項、第五十九条の五の四第十二項、第五十九条の六第十一項又は第五十九条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものがある場合には、投票立会人の意見を聴いて、これを拒否するかどうかを決定しなければならない。

3 投票管理者は、第一項の規定により受理の決定を受け、かつ、前項

(投票所の閉鎖前に送致を受けた不在者投票の措置)

第六十二条 投票管理者（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区（指定在外選挙投票区である指定関係投票区を除く。）の投票

管理者を除く。次条及び第六十五条において同じ。）は、投票所を閉じる時刻までに第六十条の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票及び不在者投票証明書を一時そのまま保管しなければならない。

2 指定在外選挙投票区の投票管理者（新設）

(不在者投票の受理不受理等の決定)

第六十三条 投票管理者

は、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聴いて、前条の規定によつて保管する投票が受理することができるものであるかどうかを決定しなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定によつて受理の決定を受けた投票で第五十六条第五項（第五十七条第三項、第五十八条第四項、第五十九条の五の四第十二項、第五十九条の六第十一項又は第五十九条の八第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものがある場合には、投票立会人の意見を聴いて、これを拒否するかどうかを決定しなければならない。

3 投票管理者は、第一項の規定によつて受理の決定を受け、かつ、前項

の規定により、拒否の決定を受けない投票については、投票用封筒を開いて（法第四十九条第七項又は第八項の規定による投票については、更に第五十九条の六第十三項（第五十九条の八第三項において準用する場合を含む。）の覆いを外して）、直ちにこれを投票箱に入れなければならない。

4 投票管理者は、第一項の規定により、受理すべきでないと決定された投票又は第二項の規定による拒否の決定を受けた投票については、更にこれをその投票送致用封筒に入れて仮に封をし、その表面に第一項の規定による不受理の決定又は第二項の規定による拒否の決定があつた旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

（不在者投票の投票用紙の返還等）

第六十四条 第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定により、交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所）においては、使用することができない。

2 選挙人は、第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定により、不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、不在者投票をしなかつたときは、その投票用紙及び投票用封筒（第五十三条第二項の規定により、交付を受けた不在者投票証明書がある場合には）、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書（以下この項において同じ。）を投票管理者に返して、法第四十四条の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は第四十八条の二第一項の規定による投票をすることができるものとし、

の規定によつて拒否の決定を受けない投票については、投票用封筒を開いて（法第四十九条第七項又は第八項の規定による投票については、更に第五十九条の六第十三項（第五十九条の八第三項において準用する場合を含む。）の覆いを外して）、直ちにこれを投票箱に入れなければならない。

4 投票管理者は、第一項の規定によつて受理すべきでないと決定された投票又は第二項の規定による拒否の決定を受けた投票については、更にこれをその投票送致用封筒に入れて仮に封をし、その表面に第一項の規定による不受理の決定又は第二項の規定による拒否の決定があつた旨を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

（不在者投票の投票用紙の返還等）

第六十四条 第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定によつて交付を受けた不在者投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所及び期日前投票所

においては、使用することができない。

2 選挙人は、第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十九条の四第四項の規定によつて不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、不在者投票をしなかつたときは、その投票用紙及び投票用封筒（第五十三条第二項の規定によつて交付を受けた不在者投票証明書がある場合には）、投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書（以下この項において同じ。）を投票管理者に返して、法第四十四条の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は第四十八条の二第一項の規定による投票をすることができるものとし、

又は

第四十八条の一第一項の規定による投票をすることができるものとし、

これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

第五章の二 在外投票

(郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第六十五条の十一 選挙人は、法第四十九条の二第一項第二号の規定により投票をしようとする場合には、選挙の期日前四日までに、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、直接に、又は郵便等をもつて、かつ、在外選挙人証を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による請求を受けた場合には、在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第七十五条第一項において同じ。）と对照して、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において総務省令で定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。この場合においては、当該選挙人の在外選挙人証に当該選挙の種類並びに投票用紙及び投票用封筒を発送した年月日を記入しなければならない。

その投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

第五章の二 在外投票

(郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

第六十五条の十一 選挙人は、法第四十九条の二第一項第二号の規定により投票をしようとする場合には、選挙の期日前四日までに、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名をした文書により、直接に、又は郵便等をもつて、かつ、在外選挙人証を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定による請求を受けた場合には、在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第七十五条第一項において同じ。）と对照して、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において総務省令で定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもつて発送しなければならない。この場合においては、当該選挙人の在外選挙人証に当該選挙の種類並びに投票用紙及び投票用封筒を発送した年月日を記入しなければならない。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項及び第三項において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条第一項	
投票区の投票所	各投票区
指定在外選挙投票区の投票所	指定在外選挙投票区

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条第一項	
投票所	各投票区
衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票所	衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票所
指定在外選挙投票区	指定在外選挙投票区
投票区の区域	投票区の区域
選挙人名簿	選挙人名簿
第十九条第三項	第十九条第三項
書類。次項、第四十一条第二項及び第七十五条において同じ	書類。次項、第四十一条第二項及び第七十五条において同じ

一項	第三十五条第一号									第二十八条第一条	
										第二十八条第二号	
ならない	が選挙人名簿	第十九条第三項	選挙人名簿	投票区の区域		選挙人名簿	が当該選挙人名簿	選挙人名簿が法第十 九条第三項	投票区の区域	選挙人名簿	投票区の区域
、当該選挙人の在外選挙人証に ならない。この場合においては	が在外選挙人名簿	第三十条の二第四項	在外選挙人名簿	指定在外選挙投票区		在外選挙人名簿	が当該在外選挙人名簿	在外選挙人名簿が法第三十条の 二第四項	指定在外選挙投票区	在外選挙人名簿	指定在外選挙投票区

一項	第三十五条第二号										(新設)
	第十九条第三項	選挙人名簿									
	第三十条の二第四項	在外選挙人名簿									

						当該選挙の種類及び期日並びに投票用紙を交付した年月日を記入しなければならない	

投票区の区域	各投票区	期日前投票所	第二十八条第一項	第四十九条の規定	第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項	第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第五十三条第一項
指定在外選挙投票区	指定在外選挙投票区	（限る。）を	期日前投票所（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えで適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定したものに限る。）を	第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第二十八条第一項	ならない。 ならない。この場合においては、当該選挙人の在外選挙人証に当該選挙の種類及び期日並びに投票用紙を交付した年月日を記入しなければならない	ならない。

八 第四十九条の 項	第四十九条の 項	第四十九条の 項	第四十八条の 三の表第四十 一条第四項の 一条第四項の	第四十八条の 三の表第四十 一条第四項の 一条第四項の	第四十八条の 三の表第四十 一条第四項の 一条第四項の	一項第二号イ 及び口	第三十五条第 一項第二号	第三十五条第 一項第一号	第三十五条第 一項第一号
同項各号	項	第四十八条の二 第五	第四十九条の二 第五	第四十九条の二 第五	第四十九条の二 第五	選挙人名簿	選挙人名簿が法第十 九条第三項	選挙人名簿	選挙人名簿
法第四十九条の二 第一項各号 により読み替えて適用される法 第四十八条の二 第一項各号	第四十九条の二 第四項の規定 により読み替えて適用される法第 四十八条の二 第五項	第四十九条の二 第四項の規定に より読み替えて適用される法第 四十八条の二 第五項	第四十九条の二 第三項の規定に より読み替えて適用される法第 四十二条の二 第五項	第四十九条の二 第三項の規定に より読み替えて適用される法第 四十二条の二 第五項	在外選挙人名簿	在外選挙人名簿が法第三十条の 二第四項	在外選挙人名簿	在外選挙人名簿	在外選挙人名簿

八 第四十九条の 項		(新設)
同項各号		選挙人名簿
法第四十九条の二 第二項の規定 により読み替えて適用される法 第四十八条の二 第一項各号		在外選挙人名簿

第五十条第一
項

第四十八条の二第一 項各号	第四十九条の二第四項の規定に より読み替えて適用される法第 四十八条の二第一項各号
選挙人名簿	在外選挙人名簿

第五十条第一
項

第四十八条の二第一 項各号	第四十九条の二第四項の規定に より読み替えて適用される法第 四十八条の二第一項各号
選挙人名簿	在外選挙人名簿

する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療

において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、

国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第一百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身

体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療

、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。**第四項及び第五十五条において同じ。）、身体障害者支援施設（**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入れさせる施設をいう。**第四項及び第五十五条において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八**

、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。**以下にこの章において同じ。）、身体障害者支援施設（**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十六項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入れさせる施設をいう。**以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第三十八**

項 第五十条第二			条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院（以下この章において「不在者投票施設」といふ。）において投票をしようとするもの							
直接に	選挙人名簿	項各号	第四十八条の二第一	もつて						
に在外選挙人証を提示して、直接	在外選挙人名簿	四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第	もつて、かつ、在外選挙人証を提示して						

項 第五十条第二			条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院（以下この章において「不在者投票施設」といふ。）において投票をしようとするもの							
、直接に	選挙人名簿			もつて						
接に、在外選挙人証を提示して、直	在外選挙人名簿			もつて、かつ、在外選挙人証を提示して						

第五十二条	第五十三条第 一項	第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定に より読み替えて適用される法第 四十八条の二第一項各号
南極選挙人証の交付 を受けた者であると 舉人が	選挙人名簿又は 在外選挙人名簿又は を記入し、 及び在外選挙人名簿に登録され てあるときは その選挙人が船員で あるときは 当該船員の選挙人名 簿登録證明書に、衆 議院議員の総選挙又 は参議院議員の通常 選挙においてその選 挙においてその選 挙人が	第四十八条の二第一項各号 第四十九条の二第四項の規定に より読み替えて適用される法第 四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定に より読み替えて適用される法第 四十八条の二第一項各号

一項 第五十六条第		三項 第五十五条第	一項 第五十五条第	三項 第五十三条第	一項 第五十三条第	当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨	当該選挙人の南極選挙人証に、	きは 当該選
を提示し、かつ、不在者投票証明書の入つていてる封筒を提出	選挙人名簿	選挙人名簿	第四十八条の二第一項各号	選挙人名簿	し、又は申立てをされた	投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日		にあつては当該選挙人の南極選挙人証

一項 第五十六条第				項 第五十五条第	一項及び第三	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨	に、	きにあつては当該選挙人の南極選挙人証
を提示し、かつ、不在者投票証明書の入つていてる封筒を提出	選挙人名簿	在外選挙人名簿	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号	在外選挙人名簿	選挙人名簿	投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日		

項第二号	第六十条第一項第一号	第六十条第一項	第六十条第一			第五十七条规定	第五十七条第一項		
投票区	選挙人名簿	これを不在者投票証明書とともに	これを不在者投票証	提出して	不在者投票証明書を	選挙人名簿	不在者投票証明書の	選挙人名簿	投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票證明書
指定在外選挙投票区	在外選挙人名簿	これを	在外選挙人証を提示して	在外選挙人証を提示して	在外選挙人名簿	投票用紙及び投票用封筒の	第五十三条第一項第一号	在外選挙人名簿	投票用封筒

項第二号	第六十条第一項第一号	第六十条第一項	第六十条第一			第五十七条规定	第五十七条第一項		
投票区	選挙人名簿	これを不在者投票証明書とともに	これを不在者投票証	提出し	不在者投票証明書を	選挙人名簿	不在者投票証明書の	選挙人名簿	投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票證明書
指定在外選挙投票区	在外選挙人名簿	これを	在外選挙人証を提示し	在外選挙人証を提示し	在外選挙人名簿	投票用紙及び投票用封筒の	第五十三条第一項第一号	在外選挙人名簿	投票用封筒

			第六十条第二項	選挙人名簿
		(削る)		
第六十四条第二項	ときは、その		投票区の投票管理者 (当該投票区が指定 関係投票区である場 合には、当該投票区 に係る指定投票区の 投票管理者)	投票及び不在者投票 証明書を これを
二第一項の規定により共通投票 人の投票管理者(法第四十一条の 二第一項の規定により共通投票所に おいて行う投票を含む。以下こ の項において同じ。)をしよう とするときは、当該選挙 人が属する指定在外選挙投票区 の投票管理者(法第四十一条の 二第一項の規定により共通投票	ときは、法第四十四条の規定に による投票(法第四十一条の二第 一項の規定により共通投票所を 設ける場合には、共通投票所に おいて行う投票を含む。以下こ の項において同じ。)をしよう とするときは、当該選挙 人が属する指定在外選挙投票区 の投票管理者(法第四十一条の 二第一項の規定により共通投票	第六十四条第二項	指定在外選挙投票区の投票管理 者	投票及び不在者投票 証明書を これを

			第六十条第二項	選挙人名簿
第六十二条	ときは、その	投票及び不在者投票 証明書	投票区の投票管理者 (当該投票区が指定 関係投票区である場 合には、当該投票区 に係る指定投票区の 投票管理者)	投票及び不在者投票 証明書を これを
二第一項の規定により共通投票 人の投票管理者(法第四十一条の 二第一項の規定により共通投票所に おいて行う投票を含む。以下こ の項において同じ。)をしよう とする場合は、当該選挙 人が属する指定在外選挙投票区 の投票管理者(法第四十一条の 二第一項の規定により共通投票	ときは、法第四十四条の規定に による投票	投票	指定在外選挙投票区の投票管理 者	在外選挙人名簿

<p>（第五十三条第二項 の規定により 交付</p>	<p>所を設ける場合には、当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者又は法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）に、法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとするときは、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用され法第四十九条の二第一項の規定による投票をしようとする場合は、法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所の投票管理者に、法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしようとするときは、在外公館の長に、同項第二号の規定による投票をしようとするときは、当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、その</p>
------------------------------------	--

<p>（第五十三条第二項 の規定によつて交付</p>	<p>十八条の二第一項の規定による投票をしようとする場合は、法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所の投票管理者に、法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしようとする場合は、在外公館の長に、同項第二号の規定による投票をしようとする場合は、当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、その</p>
--------------------------------	--

号	第百四十二条 の二第一項第一 号及び第二 号	第百四十二条 の二第一項た だし書	第百四十二条 の二第一項た だし書	（法第四十一条の二 第一項の規定により 場合には、共通投票 所において行う投票 を含む。）又は第四 十八条の二第一項	（法第四十八条の二第一項若 しくは第四十九条の一第一項 又は法第四十八条の二第一項若 しくは第四十九条の一第一項	在者投票証明書 。以下この項にお いて同じ。）を投票 管理者に返して	を受けた不在者投票 證明書がある場合に は、投票用紙 、投票用封筒及び不 在者投票証明書
一	請求 項 る在外選挙人証の提示を含む。	第百四十二条 の二第一項第一 号及び第二 号	第百四十二条 の二第一項た だし書	第六号			

一項各号	第二十八条第 二項	第一項	第二十八条第 三項	九号	六号	第一百四十二条 の二第一項第 九号
区域	投票所	各投票区	在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合及び法第四十八条の二第一項の規定による投票を行わせる場合に限る。）に関し必要な手続きについては、前項（同項の表第二十八条第一項の項から第二十八条第一項第三号の項までに係る部分に限る。）の規定は適用しないものとし、第四十八条の三及び第四十九条の七の規定の適用については、前項（同項の表第四十八条の三の表第四十一条第四項の項の項及び第四十九条の七の表第四十一条第四項の項の項に限る。）の規定によるほか、第四十八条の三の表中	提出（当該提出）	提出（当該提出）	不在者投票証明書の 提出
区域又は共通投票所	投票所又は共通投票所	各投票区及び共通投票所	在外選挙人証の提示（当該提示）	在外選挙人証の提示（当該提示）	在外選挙人証の提示	不在者投票証明書の 提出

（新設）	六号	三百四十二条 の二第一項第 九号	六号	第一百四十二条 の二第一項第 三号
提出（当該提出）	提出（当該提出）	不在者投票証明書の 提出	在外選挙人証の提示（当該提示）	在外選挙人証の提示

が当該選挙人名簿 第二十八条第 一項第二号	投票区の区域	選挙人名簿	投票区の区域	投票区の投票所	投票区の投票所	投票区の投票所又は指定在外選挙投票区又は指定共通投票所	投票区の投票所又は指定在外選挙投票区又は指定共通投票所	各投票区
が当該選挙人名簿が法第十 九条第三項	在外選挙人名簿が法第三十条の 二第四項	通投票所	指定在外選挙投票区又は指定共 通投票所	在外選挙人名簿	在外選挙人名簿	指定在外選挙投票区又は指定共 通投票所	指定在外選挙投票区又は指定共 通投票所	第二十八条规定 一項

一項	第二十八条第 二項各号	投票区の区域	投票区の投票所	各投票区	第一項	第二十八条第 二項各号	投票区の区域	投票人名簿	選舉人名簿
各投票区	期日前投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所	期日前投票所	期日前投票所	と、第四十九条の七の表中	第一項	第二十八条第三項	在外選舉人名簿	在外選舉人名簿

一項 第三号	第二十八条第 二十八条第 二号イ	からハまで	一項 第二号イ	第二十八条第 二十八条第 二号イ		一項 第二号イ	第二十八条第 二十八条第 二号イ	一項 第一号	第二十八条第 二十八条第 二号イ		投票区の投票所	投票区の投票所	投票区の投票所	投票区の投票所	替えて適用される法第四十八条 の二第一項に規定する指定期日 の前投票所をいう。以下この項に おいて同じ。)
投票区の区域			選挙人名簿	が当該選挙人名簿	選挙人名簿が法第十 九条第三項	投票区の区域	投票区の区域	選挙人名簿	投票区の区域	投票区の区域	投票所	投票所	投票所	投票所	の初日において当該指定期日前 の定期日前投票所を設ける期間
指定期日前投票所			在外選挙人名簿	が当該在外選挙人名簿	在外選挙人名簿が法第三十条の 二第四項	指定期日前投票所	指定期日前投票所	在外選挙人名簿	指定期日前投票所	指定期日前投票所	投票所	投票所	投票所	投票所	おいて同じ。)

選挙人名簿	在外選挙人名簿
第十九条第三項	第三十条の二第四項

とする。

3 |
(略)

4 | 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

(在外投票の手続の変更及び投票用紙の返還等)

第六十五条の十七 第六十五条の十一第二項の規定により交付を受けた投票用紙及び投票用封筒は、法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票に使用することができない。

2 | 選挙人は、第六十五条の十一第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、法第四十九条の二第一項第二号の規定による投票をしなかつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、その投票用紙及び投票用封筒を返して、法第四十四条の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。第一号において同じ。）又は法第四十八条の二第一項、第四十九条第一項若し

2 | 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票については、第二十六条の二第一項及び第三項、第三十一条第一項、第五十条第四項、第五十三条第二項、第五十五条第二項及び第四項、第五十八条第一項並びに第六十条第一項第三号の規定は、適用しない。

3 | 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

(在外投票の手続の変更及び投票用紙の返還等)

第六十五条の十七 第六十五条の十一第二項の規定によつて交付を受けた投票用紙及び投票用封筒は、法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票に使用することができない。

2 | 選挙人は、第六十五条の十一第二項の規定によつて投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、法第四十九条の二第一項第二号の規定による投票をしなかつたときは、法第四十四条の規定による投票をしようとする場合にあつては当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者に、法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとする場合にあつては法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の

くは第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をすることができるものとし、これらの投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

一 法第四十四条の規定による投票をしようとするとき 当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該選挙人が属する指定在外選挙投票区の投票管理者又は法第四十九条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第四十一条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）

二 法第四十八条の二第一項の規定による投票をしようとするとき 法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所の投票管理者

三 法第四十九条第一項の規定による投票をしようとするとき 当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

四 法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしようとするとき 在外公館の長

（送致を受けた在外投票の措置）

第六十五条の二十一 第六十二条第二項、第六十三条及び第六十五条の規定は、第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項の規定により送致された在外投票について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第六十条」であるのは「第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項」と

指定した期日前投票所の投票管理者に、法第四十九条第一項の規定による投票をしようとする場合にあつては当該選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、法第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしようとする場合にあつては在外公館の長に、その投票用紙及び投票用封筒を返して、法第四十四条、法第四十八条の二第一項、第四十九条第一項又は第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をすることができるものとし、その投票をもしなかつたときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

（送致を受けた在外投票の措置）

第六十五条の二十一 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項の規定により送致された在外投票について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第六十条」であるのは「第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項の規定」と、「投票及び不在者投票証明書」とあるのは「投

、第六十三条第二項中「第五十六条第五項（第五十七条第三項、第五十八条第四項、第五十九条の五の四第十二項、第五十九条の六第十ー項又は第五十九条の八第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六十五条の四第四項」と、第六十五条中「第六十条」にあるのは「第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項」、「と読み替えるものとする。

第六章 開票

（選挙人名簿及び在外選挙人名簿の返付）

第七十五条 開票管理者は、法第六十六条第三項の規定による報告をした後、直ちに選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

2 開票管理者は、選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合又は在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合において、前項の規定により当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を返付するときは、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に当該事項を送信する方法

二 当該開票管理者から当該事項を記録した電磁的記録媒体を市町村の選挙管理委員会に送付する方法

第六章 開票

（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の返付）

第七十五条 開票管理者は、法第六十六条第三項の規定による報告をした後、直ちに投票管理者から送致された選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本（当該在外選挙人名簿が法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類）を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならない。

票」と、第六十三条第二項中「第五十六条第五項（第五十七条第三項、第五十八条第四項、第五十九条の五の四第十二項、第五十九条の六第十ー項又は第五十九条の八第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六十五条の四第四項」と、第六十五条中「第六十条の規定」とあるのは「第六十五条の七第二項又は第六十五条の十二第二項の規定」、「と読み替えるものとする。

(繰延開票に関する通知)

第七十八条 法第七十三条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票

の期日を定めた場合には、市町村の選挙管理委員会につては開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て開票管理者）及び

選挙長に、都道府県の選挙管理委員会につては数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちに、同項前段の

規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第七十三条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとしたとき、及び当該開票の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ中央選挙管理会に通知しなければならない。

4 (略)

(繰延開票の通知等)

第七十八条 法第七十三条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により

の期日を定めた場合には、市町村の選挙管理委員会につては開票管理者（指定都市においては、区の選挙管理委員会を経て開票管理者）及び

選挙長に、都道府県の選挙管理委員会につては数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちにその旨を

通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を開票管理者（数町村の区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第七十三条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により

開票の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を中央選挙管理会に通知しなければならない。

4 中央選挙管理会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨をその選挙区を包括する衆議院比例

代表選出議員の選挙区に係る選挙長に通知しなければならない。

第七章 選挙会及び選挙分会

(繰延選挙会又は繰延選挙分会に関する通知)

第八十七条 法第八十四条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした場合及び当該選挙会又は選挙分会の期日を定めた場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙管理委員会については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）は、当該選挙長又は選挙分会長に対し、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会又は選挙分会を行わせることとした旨及び当該選挙会又は選挙分会の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第八十四条において準用する法第五十七条第一項前段の規定により更に期日を定めて選挙会を行わせることとしたとき、及び当該選挙会の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに、同項前段の規定により更に期日を定めて選挙会を行わせることとした旨及び当該選挙会の期日を、それぞれ中央選挙管理会に

(繰延選挙会又は繰延選挙分会の通知等)

第八十七条 法第八十四条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により選挙会又は選挙分会の期日を定めた場合には、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙会については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙の選挙会については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙の選挙分会については都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙管理委員会については合同選挙区都道府県の選挙管理委員会）は、当該選挙長又は選挙分会長に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合において、小選挙区選出議員の選挙について法第八十四条において準用する法第五十七条第一項本文の規定により選挙会の期日を定めたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を

通知しなければならない。

3 (略)

通知しなければならない。

3 中央選挙管理会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨をその選挙区を包括する衆議院比例代表選出議員の選挙区に係る選挙長に通知しなければならない。

第八章 公職の候補者等

(公職の候補者に係る供託物の返還)

第九十三条 法第九十二条第一項の規定により供託をしたものは、公職の候補者が選挙の期日における各投票所を開くべき時刻のうち最も早い時刻までに死亡した場合若しくは法第二百三条第四項の規定により公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくは公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合又は選挙の全部が無効となつた場合には、直ちに法第九十二条第一項に規定する供託物の返還を請求することができる。

2 前項に規定する供託をしたものは、公職の候補者の得票数が法第二百三条第一項各号に規定する数に達する場合又は法第二百条第一項若しくは第四項若しくは第二百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合には、その選挙及び当選の効力が確定した後、直ちに法第九十二条第一項に規定する供託物の返還を請求することができる。

第八章 公職の候補者等

(公職の候補者に係る供託物の返還)

第九十三条 法第九十二条第一項の規定により供託をしたものは、公職の候補者が選挙の期日における投票所を開くべき時刻までに死亡した場合若しくは法第二百三条第四項の規定により公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ若しくは公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合又は選挙の全部が無効となつた場合においては、直ちに法第九十二条第一項に規定する供託物の返還を請求することができる。

2 前項に規定する供託をしたものは、公職の候補者の得票数が法第二百三条第一項各号に規定する数に達する場合又は法第二百条第一項若しくは第四項若しくは第二百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合には、その選挙及び当選の効力が確定した後、直ちに法第九十二条第一項に規定する供託物の返還を請求することができる。

第十章 選挙を同時に行うための特例

(繰延投票に関する通知)

第十章 選挙を同時に行うための特例

(繰延投票に関する通知)

第百条 都道府県の選挙管理委員会は、法第二百二十五条の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした場合及び当該投票の期日を定めた場合には

投票の期日を定め

開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちに、同条の規定により更に期日を定めて投票を行わせることとした旨及び当該投票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の通知を受けた場合には、直ちにその旨を関係のある投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）並びに市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。ただし、指定都市においては、投票管理者及び開票管理者に対する通知は、区の選挙管理委員会が行うものとする。

（繰延開票の決定及び通知）

第一百一条 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時にを行う場合において、天災その他避けることのできない事故により開票を行うことができないとき、又は更に開票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて開票を行わせなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした場合及び当該開票の期日を定めた場合には

1、都道府県の選挙における数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちに、同項の規定により更に期日を定めて開票を行わせることとした旨及び当該開票の期日を、それぞれ通知しなければならない。

第百条 都道府県の選挙管理委員会は、法第二百二十五条の規定によつて

投票の期日を定め

開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちにその旨を

通知しなければならない。

（繰延開票の期日の決定及び通知）

第一百一条 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時にを行う場合において、天災その他避けることのできない事故に因つて開票を行うことができないとき、又は更に開票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会は、更に期日を定めて開票を行わせなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定によつて

開票の期日を定めた場合において

は、都道府県の選挙における数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者及び選挙長並びに市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、市の選挙管理委員会を経て区の選挙管理委員会）に、直ちにその旨を

通知しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）及び市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。ただし、指定都市においては、開票管理者に対する通知は、区の選挙管理委員会が行うものとする。

第十四章 補則

（市町村の組合に対する法及びこの政令の適用）

第百三十九条 市町村の組合に対する法及びこの政令の規定の適用については、当該組合を組織する市町村又は市町村の選挙管理委員会は、法第九条第二項、第十一条第三項（他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者に関する部分を除く。）、第十九条第二項及び第四項、第二十一条第五項、第二十二条、第二十三条第一項並びに第二十六条から第二十九条までの規定並びに第一条の三、第十条から第十七条まで、第十八条（第三項中在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第十九条から第二十三条までに規定する市町村又は市町村の選挙管理委員会とみなす。

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項（住所に関する部分を除く。）、第十五条の二第四項、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項（住所移転者に関する部分を除く。）及び第五項、第二十二条から第二十六条まで、第二十七条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条（市の区域に関する部分を除く。

第十四章 補則

（市町村の組合に対する法及びこの政令の適用）

第百三十九条 市町村の組合に対する法及びこの政令の規定の適用については、当該組合を組織する市町村又は市町村の選挙管理委員会は、法第九条第二項、法第十一条第三項（他の市町村において在外選挙人名簿の登録がされている者に関する部分を除く。）、法第十九条第二項及び第四項、法第二十一条第四項、法第二十二条、法第二十三条第一項並びに法第二十六条から第二十九条までの規定並びに第一条の三、第十条から第十七条まで、第十八条（第三項中在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第十九条から第二十三条までに規定する市町村又は市町村の選挙管理委員会とみなす。

（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）

第百四十一条の二 指定都市においては、法第十一条第三項（住所に関する部分を除く。）、第十五条の二第四項、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項、第二十一条第一項（住所移転者に関する部分を除く。）及び第四項、第二十二条から第二十六条まで、第二十七条（市の区域に関する部分を除く。）、第二十八条（市の区域に関する部分を除く。

3 市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちにその旨を開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）及び市町村の選挙の選挙長に通知しなければならない。ただし、指定都市においては、開票管理者に対する通知は、区の選挙管理委員会がするものとする。

)、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十一条の二第一項から第四項まで

、第四十八条の二第一項から第四項ま

で、第四十九条第三項及び第七項から第九項まで並びに第四十九条の二第三項、法第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第五十五条並びに法第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第一百三十条第二項、第一百四十四条の二第一項から第五項まで、第一百六十三条、第一百七十二条、第一百七十五条、第二百七十条第一項ただし書及び第二百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなしき、法第六条第一項及び第二項、第一百三十四条第一項、第一百四十七条、第二百一条の十一第十一項、第二百一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条第三項（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする。

2 (略)

(指定都市に対するこの政令の適用)

第一百四十一条の三 (略)

)、第二十八条の二から第三十条まで、第三十条の二第一項、第三項及び第五項、第三十条の三第二項、第三十条の五から第三十条の七まで、第三十条の十、第三十条の十一、第三十条の十三、第三十七条から第四十一条まで、第四十八条の二第二項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される法第四十二条第一項（法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）、第四十八条の二第一項、第四十九条第三項及び第七項から第九項まで、第四十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第五十五条、第六十一条から第六十四条まで、第七十一条、第一百三十条第二項、第一百四十四条の二第一項から第五項まで、第一百六十三条、第一百七十二条、第一百七十五条、第二百七十条第一項ただし書及び第二百七十条の二の規定の適用については、それぞれ区及び総合区の区域を市の区域と、区及び総合区の長を市長と、区及び総合区の選挙管理委員会を市の選挙管理委員会と、区及び総合区の事務所を市役所とみなしき、法第六条第一項及び第二項、第一百三十四条第一項、第一百四十七条、第二百一条の十一第十一項、第二百一条の十四第二項、第二百六十一条の二並びに第二百六十三条第二号の規定の適用については、区及び総合区の選挙管理委員会は、市の選挙管理委員会に含まれるものとし、法第十一条第三項（住所に関する部分に限る。）の規定の適用については、区及び総合区は市に含まれるものとする。

2 指定都市においては、法第十三条第三項及び第四項並びに第十五条の二第一項の規定の適用については、区及び総合区を市とみなす。

(指定都市に対するこの政令の適用)

第一百四十一条の三 指定都市においては、第二条、第二条、第二十三条の

二、第五十条、第五十六条、第一百十一条、第一百三十二条の二、第一百四十二条の二及び第一百四十四条の規定中市に関する規定並びに第一百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除く。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）、第一百三十二条の三から第一百三十二条の四まで並びに第一百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合を除く。）の規定中指定都市以外の市に関する規定は、指定都市の区及び総合区に適用する。

2 指定都市においては、第九十二条、第一百十九条第二項、第一百二十一条及び第一百二十五条の規定を除き、この政令中市の選挙管理委員会に関する規定は、区及び総合区の選挙管理委員会に適用する。

3 指定都市に対し第一百三十二条の五の規定を適用する場合における市 の区域並びに指定都市に対し第一百二十七条の二第一項（都道府県の議会の議員の選挙に関する部分に限る。）及び第二項（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）並びに第一百三十二条の九（都道府県の議会の議員の選挙に適用される場合に限る。）の規定を適用する場合における指定都市以外の市の区域は、法第十五条第九項の指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。

（不在者投票の時間に行うことができる行為）

第一百四十二条の二 法第二百七十三条の二第一項の政令で定めるものは、次に掲げる行為とする。ただし、第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号に掲げる行為については、当該行為を行おうとする地の市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われる選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間にするものに限る。

（不在者投票の時間にすることができる行為）

一 第五十条第一項

一 第五十条第一項、第二項若しくは第四項又は第五十九条の五の四第

の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

二 第五十条第二項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

五 五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求
(新設)

三 第五十条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

四 第五十一条第一項

の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

五 第五十一条第二項において準用する第五十条第四項の規定による投

票用紙及び投票用封筒の交付の請求

六 第五十六条第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の提示 (当該提示に併せて行う同項の規定による不在者投票証明書の提出その他)の行為及び当該提示に引き続いて行う同条第四項の規定による代理投票の申請、同条第一項、第四項又は第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。)

七 (略)

八 第五十七条第一項の規定により第五十六条第二項の規定に準じて行

う投票用封筒の提出 (第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項の規定による代理投票の申請、第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項又は第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。)

三 第五十六条第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の提示 (当該提示に併せてする同項の規定による不在者投票証明書の提出その他)の行為及び当該提示に引き続いてする同条第四項の規定による代理投票の申請、同条第一項、第四項又は第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。)

四 第五十六条第二項の規定による投票用封筒の提出 (同条第四項の規定による代理投票の申請、同項又は同条第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。)

五 第五十七条第一項の規定により第五十六条第二項の規定に準じて行われる投票用封筒の提出 (第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項の規定による代理投票の申請、同条第四項

又は第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。)

九 第五十七条第二項の規定による不在者投票証明書の提出 (当該提出に引き続いて同項の規定により第五十六条第二項の規定に準じて行う投票用封筒の提出、第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項の規定による代理投票の申請、第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項又は第五項の規定による投票用封筒の提出その他の行為を含む。)

六 第五十七条第二項の規定による不在者投票証明書の提出 (当該提出に引き続いてする同項の規定により第五十六条第二項の規定に準じて行われる投票用封筒の提出、第五十七条第三項において準用する第五十六条第四項の規定による代理投票の申請、同条第四項

又は第五項の規定による投票用封筒の提出そ

の他の行為を含む。)

十一 第五十九条の五の四第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求

十二 第五十九条の六第二項 の規定による投票送信用紙及び投票用封筒の交付の請求

送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

十二 第五十九条の八第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付の請求

紙用封筒の交付の請求

(新設)

七 第五十九条の六第二項又は第五十九条の八第二項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求

(新設)

2 市町村の選挙管理委員会は、法第二百七十条の二第一項の規定により午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定める場合には、前項各号に掲げる行為について、それぞれ午前八時三十分又は午後八時と異なる時刻を定めることができる。ただし、次に掲げる行為については、それぞれ同一の時刻を定めなければならない。

一 前項第二号に掲げる行為及び同項第八号に掲げる行為

二 前項第四号に掲げる行為及び同項第七号に掲げる行為

2 法第二百七十条の二第二項の政令で定めるものは、前項第二号から第四号まで及び第七号に掲げる行為（同項ただし書に規定する期間内にするものを除く。）とする。

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)

第三百四十二条の三 市町村の選挙管理委員会は、法第二百七十条の二第一項の規定により午前六時三十分から午前八時三十分までの間で午前八時三十分と異なる時刻を定めた場合又は午後五時から午後十時までの間で午後八時と異なる時刻を定めた場合には、直ちに当該定めた時刻を告示しなければならない。

(不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示)

第三百四十二条の三 市町村の選挙管理委員会は、法第二百七十条の二第一項の規定により午後五時から午後八時までの間で午後八時と異なる時刻を定めた場合には、直ちに当該定めた時刻を告示しなければならない。

改 正 後

第一百六条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項、第四十八条の二、第四章の一（第四十八条の三）（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三

改 正 前

第一百六条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで
、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、
第四十条 第四十九条、
第五十条 第四十九条の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三
並びに第六十三

条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十二条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三项、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

第一百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規

条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十二条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三项、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

第一百九条 地方自治法第八十五条第一項の規定により、普通地方公共団体の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規

定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十二条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百一十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同法第十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の二、第六十二条第二項第二号から第四号まで、第六十三条第三項及び第四項、第六十四条第二項第二号から第三項、第六十八条第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十九条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四项まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第一百三号まで、第一百三十二条第一項第一号から第三号まで及び第三項、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第一百四十一条から第一百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十二条の二まで、

二百六十九条の二、第二百七十三条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十三条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票については、準用しない。

第一百四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙

二百六十九条の二、第二百七十三条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十三条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定は、普通地方公共団体の議会の解散の投票については、準用しない。

第一百四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで
、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、
、第四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙

人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三、第一百四十四条並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三、第一百四十四条並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

第一百十七条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項

、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に

第一百十七条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで

、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に

並びに第六十二条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に

関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

第一百八十四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の一（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九

関する部分、候補者届出政党に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

第一百八十四条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条の二まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで

、第四十八条第一項及び第二項、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項及び第九

十三条第一項に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第

第四十九条の三、第一

条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。

四章の三、第五章（第五十条第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）

第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分は除く。） 同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び

（第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分は限る。）同条第
五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の五（衆議
院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の
選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の六から第五十九条の八まで
、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票
に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する
部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に
関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び

第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第

第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条、第八十一条、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第十章、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十二条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第

七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

第一百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第一百六十五条の二、第一百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第

七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条の規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の贊否の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表略)

第一百八十七条 地方自治法第二百六十二条第一項の規定により、同法第二百六十一条第三項の賛否の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条第一項、第十条、第十一条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項

第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、
第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条
第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する
部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第
四十八条の二第二項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に
限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条
(在外選挙人名簿に関する部分に限る。)、第五十六条（在外選挙人名
簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条
第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項
第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第

六十八条の二、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第八項本文及び第十項に関する部分を除く。）、第七十七条第二項、第八十二条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第百六条まで、第百八条四条まで、第百三十六条の二第二項、第百三十七条の三、第百三十九条ただし書、第百四十四条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第百四十一条から第百四十七条の二まで、第百四十八条第二項及び第三項、第百四十八条の二から第百五十一条の二まで、第百五十二条の五、第百五十二条、第百六十一条から第百六十四条の五まで、第百六十四条の七、第百六十五条の二、第百六十七条から第百七十二条の二まで、第百七十五条から第百七十八条の三まで、第百七十九条第一項及び第三項、第百七十九条の二から第百九十七条まで、第百九十七条の二第二項から第五項まで、第百九十九条の二から第百九十九条の五まで、第十四章の一、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百二十三条の二まで、第二百二十四条の一、第二百二十四条の三、第二百三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二项、第二百三十六条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項十九条第一項第二号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百三十九条から第九号まで及び第二项、第二百四十四条第一項第二号から第二项

六十八条の二、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第八項
本文及び第十項に関する部分を除く。）、第七十七条第二項、第八十一
条、第八十四条後段、第九章、第九十五条から第百六条まで、第百八条
四条まで、第百三十六条の二第二項、第百三十七条の三、第百三十九条
ただし書、第百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船
舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第百四十一条か
ら第百四十七条の二まで、第百四十八条第二項及び第三項、第百四十八
条の二から第百五十一条の二まで、第百五十一条の五、第百五十二条、
第一百六十一条から第百六十四条の五まで、第百六十四条の七、第百六十
五条の二、第百六十七条から第百七十二条の二まで、第百七十五条から
第一百七十八条の三まで、第百七十九条第一項及び第三項、第百七十九条
の二から第百九十七条まで、第百九十七条の二第二項から第五項まで、
第一百九十九条の二から第百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章
の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第
二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十六条
、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から
第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第一項、第
二百二十条第二項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条から第二百
二十三条の二まで、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百
三十五条、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三
、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第
一项及び第二项、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三
十九条第一項第二号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百四
十条、第二百四十二条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一项
第二号から第九号まで及び第二项、第二百四十四条第一項第二号から第

五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十二条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

第二百十三条の五 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第一百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代

五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項から第三項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十二条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（公職選挙法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条から第二百七十二条までの規定は、地方自治法第二百六十一条第三項の賛否の投票については、準用しない。

第二百十三条の五 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで

、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、

第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代

表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の人まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分を除く政黨に関する部分を除く。）、第七十二条第一項から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条第一項から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条

表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の人まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分を除く政黨に関する部分を除く。）、第七十二条第一項から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条第一項から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条

の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の一、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十九条 第三項	第五十九条 の五の四第 三項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
により当該	当該選挙	当該都道府県	当該選挙	当該都道府県	当該選挙	当該選挙
により当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の選挙	当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の選挙	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）	当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙
により当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）	当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）	当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙

の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合につては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十九条 第三項	第五十九条 の五の四第 三項	(略)		第五十九条 の四第四項	(略)	第五十九条 の四第三項	(略)	第五十三条 第一項
選挙の選挙権を有す	当該選挙	(略)	都道府県の区域内	選挙の選挙権を有す る者	都道府県の議会の 議員及び長の選挙の選挙権を有する者	広域連合（都道府県の加入するものに 限る。）の区域内	当該広域連合を組織する都道府県の議会の 会の議員及び長の選挙	(略)
広域連合を組織する都道府県の議会の 会の議員及び長の選挙	当該広域連合を組織する都道府県の議会の 会の議員及び長の選挙	(略)	都道府県の区域内	選挙の選挙権を有す る者	当該広域連合を組織する都道府県の議 会の議員及び長の選挙	広域連合（都道府県の加入するものに 限る。）の区域内	当該広域連合を組織する都道府県の議会の 会の議員及び長の選挙	(略)

七項 の五の四第	当該都道府県 の議員及び長の （略）	当該都道府県 の議員及び長の （略）
七項 の五の四第	当該広域連合（都道府県の加入するものに 限る。） （略）	当該広域連合（都道府県の加入するものに 限る。） （略）

七項 の五の四第 る者	都道府県の区域内 の区域内 （略）	広域連合（都道府県の加入するものに 限る。）の区域内 （略）
七項 の五の四第 る者	都道府県の区域内 の区域内 （略）	広域連合（都道府県の加入するものに 限る。）の区域内 （略）

第二百十三条の七 地方自治法第二百九十二条の六第七項の規定により、広域連合の議会の解散の投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第九条、第十条、第十二条第三項、第十一条の二、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十八条まで、第二十条から第三十五条まで、第三十七条第三項及び第四項、第四十二条第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同法第四十六条第二項及び第三項、第一百六十五条の二、第一百七十五条第一項並びに第二百一条の十二第二項に関する部分に限る。）、第四十二条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第四十六条第二項及び第三項（第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同法第四十六条第二項及び第三項に関する部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十五条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十六条（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第二項第一号から第四号まで、第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第八十二条、第八十四条

条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第十二章、第一百二十九条、第一百三十条第一項第一号から第三号まで、第一百三十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第一百四十二条から第一百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十二条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十二条、第一百六十一条から第一百六十四条の五まで、第一百六十五条の二、第一百六十七条规定から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条から第一百七十七条まで、第一百七十八条の二、第一百七十八条の三、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条まで、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第一百二十条第二項、第一百二十二条第三項第三号及び第四号、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第一百四十四条

条後段、第八十六条から第九十九条の二まで、第一百条第一項から第四項まで及び第六項から第九項まで、第一百一条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第十二章、第一百二十九条、第一百三十条第一項第一号から第三号まで、第一百三十二条第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに第三項、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十条の二（選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてする連呼行為に関する部分に限る。）、第一百四十二条から第一百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十二条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十二条、第一百六十一条から第一百六十四条の五まで、第一百六十五条の二、第一百六十七条规定から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条から第一百七十七条まで、第一百七十八条の二、第一百七十八条の三、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条まで、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十九条の五、第十四章の二、第十四章の三、第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十三条（訴訟に関する部分を除く。）、第二百十六条、第二百十七条、第二百十九条第一項（行政事件訴訟法第二十五条から第二十九条まで及び第三十一条に関する部分に限る。）及び第二項、第一百二十条第二項、第一百二十二条第三項第三号及び第四号、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二項、第一百四十四条

第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七一条から第二百七十二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項、第四十八条の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第一百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及

第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条、第二百四十七条、第二百四十九条の二第三項及び第六項、第二百四十九条の五、第二百五十一条から第二百五十一条の五まで、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十四条の二、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十二条まで、第二百六十三条、第二百六十四条第一項第一号（公職選挙法第二百六十三条第五号の三、第六号、第十号及び第十一号に掲げる費用に関する部分に限る。）及び第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項（在外選挙人名簿及び在外投票に関する部分に限る。）、同条第二項（同法第四十九条第一項及び第四項の規定による投票に関する部分を除く。）、第二百七十条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）並びに第二百七十二条までの規定並びに都道府県の加入しない広域連合にあつては同法第四十四条第三項の規定は、広域連合の議会の解散の投票については、準用しない。

第二百十四条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項、第四十八条の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第一百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及

び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百

び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、同条第五項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の六から第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百

三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十九条	(略)	(略)	(略)	(略)	第五十条第 五項	(略)
当該選挙	(略)	当該都道府県	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	第五十三条 第一項	当該選挙
当該選挙を組織する都道府県の議会の議員及び長の選挙	当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の選挙	当該都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	第五十三条 第一項	当該選挙
当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	第五十三条 第一項	当該選挙
当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	第五十三条 第一項	当該選挙
当該広域連合を組織する都道府県の議員及び長の選挙	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	当該広域連合 (都道府県の加入するものに限る。)	第五十三条 第一項	当該選挙

三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第二項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十九条	(略)	(略)	(略)	(略)
当該選挙	(略)	(略)	(略)	(略)
都道府県の区域内	選挙の選挙権を有する者	都道府県の区域内	選挙の選挙権を有する者	当該広域連合を組織する都道府県の議会の議員及び長の選挙
の四第四項	第五十九条の四第三項	当該選挙	第五十三条第一項	第五十条第
第五十九条	第五十九条の四第四項	選挙の選挙権を有する者	第一項	五項
当該選挙	(略)	(略)	(略)	(略)

の五の四第
三項

会の議員及び長の選挙

第五十九条 の五の四第 七項	（略）	（略）	（略）

第二百十五条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条、第四十八条第一項及び第二項、第四十八条の二、第四章の二（第四十八条の三（同令第四十九条の五第二項、第九十三条第一項及び第一百四条に関する部分に限る。）を除く。）、第四十九条の三、第四章の四、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六か

の五の四第
三項

会の議員及び長の選挙

第五十九条 の五の四第 七項	（略）	（略）	（略）

第二百十五条の四 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十九条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十六条まで、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条、
—— 第四十九条の三、第四章の三、第五章（第五十条第五項及び第七項、第五十三条第一項（同令第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証の交付を受けた者に関する部分に限る。）、第五十五条第六項及び第七項、同条第八項及び第九項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第五十六条第一項及び第五項（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の三第一項（在外投票に関する部分に限る。）、第五十九条の四第三項、第五十九条の五（衆議院比例代表選出議員の選挙に関する部分及び参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分に限る。）、第五十九条の五の四第三項、第五十九条の六か

ら第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）、第六十二条第二項並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十一条（在外投票に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次

ら第五十九条の八まで、第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分に限る。）、同条第四項、同条第五項（在外選挙人の不在者投票に関する部分に限る。）並びに第六十三条第二項及び第三項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分に限る。）を除く。）、第六十六条、第六十七条第一項から第四項まで、第六十八条、第六十九条（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十条の二第一項（政党その他の政治団体に関する部分を除く。）、第七十一条（在外投票に関する部分、衆議院名簿届出政党等に関する部分及び参議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第七十二条の三、第七十一条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十二条から第七十四条まで、第七十五条（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第七十六条（在外投票に関する部分を除く。）、第七十七条、第七十八条第一項及び第二項、第八十条から第八十二条まで、第八十三条の二から第八十五条まで、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第一百八条第一項及び第三項（参議院比例代表選出議員の選挙に関する部分並びに推薦届出者に関する部分、候補者届出政党に関する部分及び衆議院名簿届出政党等に関する部分を除く。）、第一百二十九条第一項、第一百三十一条第一項、第二項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）及び第三項、第一百三十一条の二、第一百四十二条第一項（同法第四十九条第一項の規定による投票に関する部分に限る。）及び第二項、第一百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）、第一百四十二条の三並びに第一百四十六条第二項の規定並びに都道府県の加入する広域連合にあつては同令第三十四条の二、第五十条第五項、第五十九条の四第三項及び第五十九条の五の四第三項の規定は、広域連合の長の解職の投票について準用する。この場合において、次

の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>第十九条 裁判官国民審査法第五十一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する費用は、国会の議決した予算の範囲内において、次に掲げる費用とする。</p> <p>一 投票の用紙及び封筒、不在者投票証明書及びその封筒、投票箱並びに点字器の調製に要する費用</p> <p>二 審査事務のため中央選挙管理会、都道府県及び市町村の選挙管理委員会、審査長、審査分会長、開票管理者並びに投票管理者において要する費用</p> <p>三 審査会場、審査分会場、開票所、投票所、共通投票所及び期日前投票所に要する費用</p> <p>四 審査の当日裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる者がする投票に関する審査事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用</p> <p>五 前条第一項に規定する費用</p> <p>六 裁判官国民審査法第五十二条の規定による掲示に要する費用</p> <p>七 審査公報の発行に要する費用</p> <p>八 その他審査の施行に関する費用</p>	<p>第十九条 裁判官国民審査法第五十一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する費用は、国会の議決した予算の範囲内において、次のとおりとする。</p> <p>一 投票の用紙及び封筒、不在者投票証明書及びその封筒、投票箱並びに点字器の調製に要する費用</p> <p>二 審査事務のため中央選挙管理会、都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会、審査長、審査分会長、開票管理者又は投票管理者において要する費用</p> <p>三 審査会場、審査分会場、開票所、投票所又は期日前投票所に要する費用</p> <p>四 裁判官国民審査法 第二十六条の規定により審査の当日自ら投票所に行き投票をすることができない者がする投票に関する審査事務のため不在者投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用</p> <p>五 前条第一項の規定による費用</p> <p>六 裁判官国民審査法第五十二条の規定による掲示に要する費用</p> <p>七 審査公報の発行に要する費用</p> <p>八 その他審査の施行に関する費用</p>

	改 正 後	改 正 前
	(選挙人名簿)	
第五条 (略)		
2～4 (略)		
5 公職選挙法施行令（昭和二十九年政令第八十九号）第十五条の二（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）、第十六条（表示の消除）、第十八条（選挙人名簿登録証明書）、第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）、第二十一条（選挙人名簿の再調製）及び第二十二条（選挙人の数の報告）第二項の規定は、選挙人名簿の調製に準用する。この場合において、同令第十五条の二中「公職選挙法」とあるのは「漁業法第九十四条において準用する公職選挙法」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項又は第二項」とあるのは「漁業法第八十九条第七項」と、「法第二十一条第一項に規定する者に該当する」とあるのは「選挙人名簿に登載される資格を有する」と、同令第十八条第三項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場	第五条 法第八十六条の規定により選挙権を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、毎年九月一日現在により同月五日までに海区漁業調整委員会選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の調製のための申請書を当該市町村の選挙管理委員会に提出するものとする。 選挙人名簿は、毎年十月十五日までに調製しなければならない。 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。 選挙人名簿又はその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された海区漁業調整委員会の委員の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。	
5 公職選挙法施行令（昭和二十九年政令第八十九号）第十五条の二（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）、第十六条（表示の消除）、第十八条（選挙人名簿登録証明書）、第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）、第二十一条（選挙人名簿の再調製）及び第二十二条（選挙人の数の報告）第二項の規定は、選挙人名簿の調製に準用する。この場合において、同令第十五条の二中「公職選挙法」とあるのは「漁業法第九十四条において準用する公職選挙法」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項又は第二項」とあるのは「漁業法第八十九条第七項」と、「法第二十一条第一項に規定する者に該当する」とあるのは「選挙人名簿に登載される資格を有する」と、同令第十八条第三項中「他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場	第五条 法第八十六条の規定により選挙権を有する者は、農林水産省令で定める手続に従い、毎年九月一日現在により同月五日までに海区漁業調整委員会選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の調製のための申請書を当該市町村の選挙管理委員会に提出するものとする。 選挙人名簿は、毎年十月十五日までに調製しなければならない。 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。 選挙人名簿又はその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された海区漁業調整委員会の委員の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。	第五条 法第八十六条の規定により選挙権を有する者は、農林水産省令で定める手續に従い、毎年九月一日現在により同月五日までに海区漁業調整委員会選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の調製のための申請書を当該市町村の選挙管理委員会に提出するものとする。 選挙人名簿は、毎年十月十五日までに調製しなければならない。 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。 選挙人名簿又はその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された海区漁業調整委員会の委員の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない。

合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」とあるのは「又省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第十九条第一項中「総務名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）」。次項及び第三項並びに第百三十一条第二項において同じ。)」とあるのは「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類については、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同令第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「登録されている者」と、同令第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同令第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と読み替えるものとする。

(投票所の開閉時刻)

第六条 (略)

合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同令第十九条第一項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記録されている事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）」。次項及び第三項並びに第百三十一条第二項において同じ。)」とあるのは「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類については、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同令第二項中「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「登録されている者」と、同令第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同令第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と読み替えるものとする。

(投票所の開閉時刻)

第六条 海区漁業調整委員会委員選挙の投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票に支障を來さないと認められる場合に限り、投票所の開閉時刻につき前項と異なる定めをすることができる。この場合においても、投票所を開いておく時間は、四時間以下ではならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(共通投票所の開閉時刻)

第六条の二 海区漁業調整委員会委員選挙の共通投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、共通投票所の開閉時刻につき前項と異なる定めをすることができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその共通投票所の投票管理者に通知し、かつ、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

(期日前投票所の開閉時刻)

第七条の二 (略)

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、期日前投票所の開閉時刻につき前項と異なる定めをすることができる。この場合においても、期日前投票所（二以上の期日前投票所を設ける場合には、いづれか一以上の期日前投票所）を開いておく時間は、四時間を下つてはならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその期日前投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(新設)

(期日前投票所の開閉時刻)

第七条の二 海区漁業調整委員会委員選挙の期日前投票所は、午前八時三十分に開き、午後八時に閉じる。

2 市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所の開閉時刻につき前項と異なる定めをすることができる。

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

(公職選挙法施行令の準用)

第九条 公職選挙法施行令第四章（投票）（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十七条並びに第四十八条第三項及び第四項の規定を除く。）、第四章の二（共通投票所）、第四章の四（期日前投票）、第五章（不在者投票）（第五十条第五項及び第七項、第五十五条第五項から第七項まで、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで、第六十一条第四項並びに第六十二条第二項の規定を除く。）、第六章（開票）（第六十七条第五項及び第六項、第七十条、第七十条の二第二項、第七十五条第二項、第七十八条第三項及び第四項並びに第七十九条の規定を除く。）、第七章（選挙会及び選挙分会）（第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）、第八十九条第七項（立候補の辞退届）、第九十一条（候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）、第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第十項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第一百八条（選挙事務所設置の届出義務）、第十三章（市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例）、第一百三十二条の十（選挙の一部無効に関する通知）、第一百四十二条の一（不在者投票の時間に行うことができる行為）、第一百四十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(公職選挙法施行令の準用)

第九条 公職選挙法施行令第四章（投票）（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十七条並びに第四十八条第三項及び第四項の規定を除く。）、第六章（開票）（第六十七条第五項及び第六項、第七十条、第七十条の二第二項、第七十八条第三項及び第四項並びに第七十九条の規定を除く。）、第七章（選挙会及び選挙分会）（第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）、第八十九条第七項（立候補の辞退届）、第九十一条（候補者の届出が取り下げられたものとみなされた者等の届出義務）、第九十二条（公職の候補者等に関する通知）第十項において読み替えて準用する同条第一項から第三項まで、第一百八条（選挙事務所設置の届出義務）、第十三章（市町村の境界の変更があつた場合等の選挙の執行の特例）、第一百三十二条の十（選挙の一部無効に関する通知）、第一百四十二条の一（不在者投票の時間にすることができる行為）、第一百四十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

	(略)	
当該候補者の氏名（第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。）、本籍、住所、生年月日及び職業並びに候	(略)	
	(略)	

		第三十五条第一項		第三十五条第二項	
		第四十九条の七	(略)	第四十九条の七	(略)
当該候補者の氏名（第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定による認定をしたときは、その認定をした通称を含む。）、本籍、住所、生年月日及び職業並びに候	(略)	名称	。	部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ	に記録されている全項は、当該選挙人名簿
	(略)	氏名			項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合に

第一項（第一百三十一条の二）	(略)		第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項	に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称、候補者届出政党の届出に係る候補者以外の候補者にあつては当該候補者届出政党の委員の候補者の氏名（漁業法施行令第八条第五項の認定をした場合には、その候補者の通称を含む。）及び生年月日（法人については名称）、住所（当該地区内に住所がない場合には事業場の所在地）並びにその属する政党その他の政治団体の名称
都道府県又は市町村関係区域が二以上のもの	十条 法第一百九条又は第二百三十一條	(略) 第八十九条第六項	第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項	に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称、候補者届出政党の届出に係る候補者以外の候補者にあつては当該候補者届出政党の委員の候補者の氏名（漁業法施行令第八条第五項の認定をした場合には、その候補者の通称を含む。）及び生年月日（法人については名称）、住所（当該地区内に住所がない場合には事業場の所在地）並びにその属する政党その他の政治団体の名称

第一項（第一百三十一条）	(略)		第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項	に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称、候補者届出政党の届出に係る候補者以外の候補者にあつては当該候補者届出政党の委員の候補者の氏名（漁業法施行令第八条第五項の認定をした場合には、その候補者の通称を含む。）及び生年月日（法人については名称）、住所（当該地区内に住所がない場合には事業場の所在地）並びにその属する政党その他の政治団体の名称
都道府県又は市町村関係区域が二以上のもの	十条 法第一百九条又は第二百三十一條	(略) 第八十九条第六項	第九十二条第十項において読み替えて準用する同条第一項	に係る候補者にあつては当該候補者届出政党の名称、候補者届出政党の届出に係る候補者以外の候補者にあつては当該候補者届出政党の委員の候補者の氏名（漁業法施行令第八条第五項の認定をした場合には、その候補者の通称を含む。）及び生年月日（法人については名称）、住所（当該地区内に住所がない場合には事業場の所在地）並びにその属する政党その他の政治団体の名称

において準用する場合を含む。)

務大臣又は都道府県の選挙管理委員会

務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会

(公職選挙法施行令の準用)

第二十三条 公職選挙法施行令第四章（投票）（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十七条並びに第四十八条第三項及び第四項の規定を除く。）、第四章の二（共通投票所）、第四章の四（期日前投票）、第五章（不在者投票）（第五十条第五項及び第七項、第五十五条第五項から第七項まで、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで、第六十一条第四項並びに第六十二条第二項の規定を除く。）、第六章（開票）（第六十七条第五項及び第六項、第七十条、第七十条の二第二項、第七十五条第二項、第七十八条第三項及び第四項並びに第七十九条の規定を除く。）、第七章（選挙会及び選挙分会）（第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）、第一百八条第一項及び第三項（選挙事務所設置の届出の方法）、第一百三十一条の二（一部の繰延投票に関する準用）において準用する第一百二十一条（選挙の一部無効による再選挙ができる行為）、第一百四十二条の三（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）並びに第一百四十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、海区漁業調整委員会の委員の解職の投票に準

第一項

にわたるときは、総務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会

務大臣と協議の上、二以上の市町村にわたるときは都道府県の選挙管理委員会

(公職選挙法施行令の準用)

第二十三条 公職選挙法施行令第四章（投票）（第二十四条第三項及び第四項、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十五条第三項、第三十八条、第四十四条の二、第四十七条並びに第四十八条第三項及び第四項の規定を除く。）、第四章の三（期日前投票）、第五章（不在者投票）（第五十条第五項及び第七項、第五十五条第五項から第七項まで、第五十九条、第五十九条の四第三項、第五十九条の五の三から第五十九条の八まで並びに第六十一条第四項の規定を除く。）、第六章（開票）（第六十七条第五項及び第六項、第七十条、第七十条の二第二項）、第七十八条第三項及び第四項並びに第七十九条の規定を除く。）、第七章（選挙会及び選挙分会）（第八十三条、第八十六条第二項並びに第八十七条第二項及び第三項の規定を除く。）、第一百八条第一項及び第三項（選挙事務所設置の届出の方法）、第一百三十一条の二（一部の繰延投票に関する準用）において準用する第一百二十一条（選挙の一部無効による再選挙ができる行為）、第一百四十二条の三（不在者投票の時間の特例を定めた場合の告示）並びに第一百四十五条（選挙人名簿等の様式）の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、海区漁業調整委員会の委員の解職の投票に準

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二十六条の五	第五十一条第一項	第五十九条の三第六項	第五十九条の三の三第四項	第一百三十一条の二において準用する第一百三十二条第三項	第一百四十五条の項	第二十七条
住所、氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称	総務省令					
住所及び氏名	農林水産省令					

用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二十八条规定第 二项	第三十五条第 一项	第二十八条第 二项	第二十八条规定第 一项	合の区分に応じ、当 該各号に定める措置 を講じなければ	次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、當 該各号に定める措置 を講じなければ	その投票区の区域に係る選挙人 名簿又はその抄本を送付しなけ れば	次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、當 該各号に定める措置 を講じなければ
法により	場合の区分に応じ、 當該各号に定める方 法により	、次 の各号に掲げる 場合の区分に応じ、 當該各号に定める方 法により	選挙人名簿又はその抄本と対照 して	その指定投票区に係る指定関係 投票区の区域に係る選挙人名簿 又はその抄本を送付しなければ	その投票区の区域に係る選挙人 名簿又はその抄本を送付しなけ れば	その投票区の区域に係る選挙人 名簿又はその抄本を送付しなけ れば	その投票区の区域に係る選挙人 名簿又はその抄本を送付しなけ れば

適用する第二 り読み替えて を講じなければ	第四十九条の 七の規定によ り読み替えて を講じなければ	第四十八条の 三の規定によ り読み替えて 適用する第二 十八条第一項	(略)	(略)
該各号に定める措 置	合の区分に応じ、当 次の各号に掲げる場	次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、当 該各号に定める措 置	その投票区の区域又は共通投票 所に係る選挙人名簿又はその抄 本を送付しなければ	(略)
れば	名簿又はその抄本を送付しなけ れば	その期日前投票所に係る選挙人 名簿又はその抄本を送付しなけ れば		

十八條第一項

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令

(平成十四年政令第十九号) (抄) 【附則第六条関係】

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

(選挙権を有しない者に係る通知の特例)

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一条の三の規定の適用については、同条第一項中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十七条第一項から第三項まで」と、同条第二項中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条第一項から第三項まで」とする。

(投票の特例)

第二条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第二十六条の三及び第二十六条の四の規定を適用する場合には、同令第二十六条の三中「法第五十六条」とあるのは、「地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第八条の規定によ

(選挙権を有しない者の 通知の特例)

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一条の三の規定の適用については、同条中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十七条第一項から第三項まで」とする。

(投票の特例)

第二条 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第二十六条の三及び第二十六条の四の規定を適用する場合には、同令第二十六条の三中「法第五十六条」とあるのは、「地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第八条の規定によ

り読み替えて適用される法第五十六条」と、同令第二十六条の四中「法

第五十六条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十六条」とする。

2 法第三条及び第七条の規定による投票について、公職選挙法施行令第三十二条、第三十五条及び第四十四条の規定を適用する場合には

、同令第三十二条の見出し中「投票記載の」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行う」と、同条中「投票の記載をする」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第七条第一項に規定する電磁的記録式投票機を用いた投票を行う。以下同じ。）を行う」と、「その選挙人の投票の記載」とあるのは「電磁的記録式投票機（同法第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。）の操作により公職の候補者のいざれが選択されたか」と、「投票用紙の交換」とあるのは「電磁的記録式投票機の不正な操作」と、同令第三十五条の見出し中「投票用紙の交付」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票」と、同条第一項中「投票用紙を交付しなければ」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせなければ」と、同条第二項中「投票用紙を交付すべき」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせるべき」と、「投票用紙を交付した」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせた」と、同令第四十四条の見出し中「投票箱」とあるのは「投票の電磁的記録媒体（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第四条第一項第五号に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及び投票を

り読み替えて適用される法第五十六条」

2 法第三条及び第七条の規定による投票について、公職選挙法施行令第三十二条、第三十五条及び第四十四条の規定を適用する場合においては

、同令第三十二条の見出し中「投票記載の」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行う」と、同条中「投票の記載をする」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第七条第一項に規定する電磁的記録式投票機を用いた投票を行う。以下同じ。）を行う」と、「その選挙人の投票の記載」とあるのは「電磁的記録式投票機（同法第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機をいう。以下同じ。）の操作により公職の候補者のいざれが選択されたか」と、「投票用紙の交換」とあるのは「電磁的記録式投票機の不正な操作」と、同令第三十五条の見出し中「投票用紙の交付」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票」と、同条第一項中「投票用紙を交付し」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせた」と、同条第二項中「投票用紙を交付すべき」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせるべき」と、「投票用紙を交付した」とあるのは「電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせた」と、同令第四十四条の見出し中「投票箱」とあるのは「投票の電磁的記録媒体（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第四条第一項第五号に規定する投票の電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及び投票を

複写した電磁的記録媒体（同法第十条第二項に規定する投票を複写した電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）」とする。

3 (略)

4 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第三十四条及び第四十三条の規定を適用する場合には_____、同令第三十条中「投票箱を開き、」とあるのは「、投票箱を開き」と、「示さなければ_____」とあるのは「示し、かつ、電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければ_____」と、同令第四十三条中「法第五十三条第一項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十三条第一項」とする。

5 法第八条の規定により読み替えて適用される公職選挙法（昭和二十五条法律第百号）第五十三条第一項の規定により電磁的記録式投票機を投票できない状態にした場合（期日前投票所を設ける期間の末日において、同法第四十八条の二第五項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第五十三条第一項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第五十三条第一項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）には_____、投票管理者は、投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出し、当該投票の電磁的記録媒体及び当該投票の電磁的記録媒体に係る投票を複写した電磁的記録媒体に封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れて施錠しなければ_____ならない。

6 期日前投票所を設ける期間の末日の前日までの間において、公職選挙

複写した電磁的記録媒体（同法第十条第二項に規定する投票を複写した電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）」とする。

4 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第三十四条及び第四十三条の規定を適用する場合においては、同令第三十条中「投票箱を開き、」とあるのは「、投票箱を開き」と、「示さなければならない」とあるのは「示し、かつ、電磁的記録式投票機を投票できる状態にしなければならない」と、同令第四十三条中「法第五十三条第一項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法第五十三条」とする。

5 法第八条の規定により読み替えて適用される公職選挙法（昭和二十五条法律第百号）第五十三条第一項の規定により電磁的記録式投票機を投票できない状態にした場合（期日前投票所を設ける期間の末日において、同法第四十八条の二第二項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第五十三条第一項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）には_____、投票管理者は、投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出し、当該投票の電磁的記録媒体及び当該投票の電磁的記録媒体に係る投票を複写した電磁的記録媒体に封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れてかぎをかけなければならぬ。

6 期日前投票所を設ける期間の末日の前日までの間において、公職選挙

法第四十八条の二第五項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第五十三条第一項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により電磁的記録式投票機を投票できない状態にした場合には、投票管理者は、投票の電磁的記録媒体の保管のため必要があると認めるときは、当該投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出し、当該投票の電磁的記録媒体及び当該投票の電磁的記録媒体に係る投票を複写した電磁的記録媒体に封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れて施錠しなければならない。

7 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条の三（同条の表第三十二条の項及び第四十四条の項に係る部分を除く。）、第四十九条の七（同条の表第三十一条第二項、第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項（同令第三十二条に係る部分に限る。）及び第四十四条の項に係る部分を除く。）及び第四十五条の十一の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十七条第 投票箱	法第五十六条 第四十六条第 一項及び第四 十七条第一項	地方公共団体の議会の議員及び 長の選挙に係る電磁的記録式投 票機を用いて行う投票方法等の 特例に関する法律第八条の規定 により読み替えて適用される法 第五十六条
---------------	--------------------------------------	---

法第四十八条の二第二項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えて適用される公職選挙法第五十三条第一項（法第八条の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定によつて電磁的記録式投票機を投票できない状態にした場合には、投票管理者は、投票の電磁的記録媒体の保管のため必要があると認めるときは、当該投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出し、当該投票の電磁的記録媒体及び当該投票の電磁的記録媒体に係る投票を複写した電磁的記録媒体に封印をし、それぞれ別のできるだけ堅固な容器に入れてかぎをかけなければならない。

7 法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第四十六条、第四十七条、第四十九条の七（同令第三十二条及び第四十四条の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十七条第 投票箱	法第五十六条 第四十六条第 一項及び第四 十七条第一項	地方公共団体の議会の議員及び 長の選挙に係る電磁的記録式投 票機を用いて行う投票方法等の 特例に関する法律第八条の規定 により読み替えて適用される法 第五十六条
---------------	--------------------------------------	---

三の表第四十 第四十八条の 三の表第三十 四条の項		第四十八条の 三の表第三十 四条の項				(削る)	二項	
第四十三条		第三十四条					体	、投票を複写した電磁的記録媒
地方公共団体の議会の議員及び 長の選挙に係る電磁的記録式投 票機を用いて行う投票方法等の 特例に関する法律施行令（平成 十四年政令第十九号）第二条第 四項の規定により読み替えて適 用される第三十四条	地 方 公 共 團 體 の 議 會 の 議 員 及 び 長 の 選 挙 に 係 る 電 磁 的 記 錄 式 投 票 機 を 用 い て 行 う 投 票 方 法 等 の 特 例 に 關 す る 法 律 施 行 令 （ 平 成 十 四 年 政 令 第 九 号 ） 第 二 条 第 四 項 の 規 定 に よ り 讀 み 替 え て 適 用 さ れ る 第 三 十 四 條	第三十四条					二項	、投票を複写した電磁的記録媒

七 第四十九条の 第三十四条及び第四 十二条							二項	
第四十三 条							体	、投票を複写した電磁的記録媒
同令第二条第四項の規定により 読み替えて適用される第四十三 条	第四十三 条							

									三条の項上欄
第一条第二項、 第四十九条の 七の表第三十 十条第一項	第三十四条及び第四 十五条第一項	第五十三条第一項	第五十三条第一項	第五十三条第一項（地方公共團 体の議会の議員及び長の選挙に 係る電磁的記録式投票機を用い て行う投票方法等の特例に関す る法律第八条の規定により読み 替えて適用される場合に限る。）	法第四十一条の二（第五項）	第五十三条第一項	第五十三条第一項（地方公共團 体の議会の議員及び長の選挙に 係る電磁的記録式投票機を用い て行う投票方法等の特例に関す る法律第八条の規定により読み 替えて適用される場合に限る。）	地方公共団体の議会の議員及び 長の選挙に係る電磁的記録式投 票機を用いて行う投票方法等の 特例に関する法律第八条の規定 により読み替えて適用される法 第五十三条第一項	票機を用いて行う投票方法等の 特例に関する法律施行令第二条 第四項の規定により読み替えて 適用される第四十三条
第四十八条の 三の表第四十 三条の項下欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項下欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項下欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項下欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項下欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項中欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項中欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項中欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項中欄	第四十八条の 三の表第四十 三条の項中欄

第三十二条、 第三十四条及 び第四十条第 一項の項	第四十九条の 第四十九条の 七の表第四十 三条の項下欄	第四十九条の 七の表第四十 三条の項中欄	第四十九条の 七の表第四十 三条の項上欄	第四十九条の 七の表第四十 三条の項上欄	第四十三条	第三十四条
第三十二条、 第三十四条及 び第四十条第 一項の項	第四十九条の 第四十九条の 七の表第四十 三条の項下欄	第四十九条の 七の表第四十 三条の項中欄	第四十九条の 七の表第四十 三条の項上欄	第四十九条の 七の表第四十 三条の項上欄	第四十三条	第三十四条
て行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第四項の規定により読み替えて適用される	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第四項の規定により読み替えて適用される	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法	特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法	特例に関する法律第八条の規定により読み替えて適用される法	特例に関する法律施行令第二条第四項の規定により読み替えて適用される	第三十二条、 第三十四条及 び第四十条第 一項の項

十一 第四十九条の二 第五十五条

第五十三条第一項（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例により読み替えて適用される場合に限る。）

十一 第四十九条の二 第五十五条

第五十三条第一項（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例により読み替えて適用される場合に限る。）

			同条
鍵 の鍵 る容器の鍵 、同条第五項に規定する容器 の鍵 及び同条第六項に規定す	第四十三条（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第四項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）	第四十三条（地方公共団体の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第七項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）	読替え後の法第五十五条

			同条
かぎ のかぎ のかぎ は、同条第五項に規定する容器 のかぎ及び同条第六項	第四十三条（同令第二条第四項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）	第四十三条（同令第二条第五項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）	読替え後の法第五十五条

法第三条及び第七条の規定による投票について、公職選挙法施行令第四十九条の七（同令第三十二条及び第四十四条に係る部分に限る。）の規定を適用する場合においては、同令第四十九条の七中「第三十二条、第三十四条及び第四十二条」とあるのは「第三十四条、第四十二条及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号）第二条第二項の規定により読み替えて適用される第三十二条」と、「第四十四条」とあるのは「同令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第四十四条」と、「投票箱」とあるのは「投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体」とする。

第三十二条、第三十四条及び第四十条第一項の項	特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第三十二条
第四十九条の七の表第四十一条の項	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令第二条第二項の規定により読み替えて適用される第四十四条
投票箱	投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体

(開票の特例)

第四条 (略)

第四条 法第三条及び第七条の規定による投票については、公職選挙法施行令第七十二条の規定は適用しない。

2 法第九条第四項の規定により投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計する場合（法第十条第二項の規定により投票を複写した電磁的記録媒体を使用する場合を含む。）には、開票管理者は、投票所（共通投票所を含む。第七条第一項及び第二項において同じ。）、期日前投票所、電磁的記録式投票機又は電磁的記録媒体ごとの各公職の候補者の得票数を表示しない方法により計算しなければならない。

2 法第九条第四項の規定により投票の電磁的記録媒体に記録された投票を電子計算機を用いて集計する場合（法第十条第二項の規定により投票を複写した電磁的記録媒体を使用する場合を含む。）にあつては、開票管理者は、投票所（期日前投票所、電磁的記録式投票機又は電磁的記録媒体ごとの各公職の候補者の得票数を表示しない方法により計算しなければならない。

法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第七十条第二項、第七十三条、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条第一項の規定を適用する場合には、同令第七十条第二項中「同条第八項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十二条の規定により読み替えて適用される法第八十六条の四第八項」と、同令第七十三条中「前条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十四条中「法第六十六条第三項の規定による投票の点検の結果の」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同令第七十四条中「法第六十六条第三項の規定による投票の点検の結果の」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項の規定による」と、同令第七十五条第一項中「法第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同令第七十六条第一項中「[]入れ、」とあるのは「[]入れ、当該封筒並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に」とする。

(公職の候補者等が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

第七条 (略)

法第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法施行令第七十条、第七十三条から第七十五条まで及び第七十六条第一項の規定を適用する場合には、同令第七十条第二項中「同条第八項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十二条の規定により読み替えて適用される法第八十六条の四第八項」と、同令第七十三条中「前条」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同令第七十四条中「法第六十六条第三項の規定による投票の点検の結果の」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項の規定による」と、同令第七十五条第一項中「法第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九条第五項」と、同令第七十六条第一項中「封筒に入れ、」とあるのは「封筒に入れ、当該封筒並びに投票の電磁的記録媒体及び投票を複写した電磁的記録媒体に」とする。

(公職の候補者等が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱い等)

第七条 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、法第三条の規定による投票を行う選挙の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合で当該選挙の当日に使用する電磁的記録式投票機から当該死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を投票所を開く時刻までに消除することが困難であると認めるときは、当該電磁的記録式投票機をそのまま使用させるこ

とができる。

一 次号に掲げる選挙以外の選挙 法第十二条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第八十六条の四第五項の期間、同条第六項の期間（当該期間の経過した後に同条第七項に規定する事由が生じた場合における当該期間を除く。）又は同条第八項の期間が経過した後に公職の候補者が、死亡し、同条第九項の規定により届出を却下され、又は同法第九十一条第二項若しくは第一百三条第四項の規定により公職の候補者たることを辞したものとみなされた場合

二 法第三条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙 公職選挙法施行令第四十九条の五第一項前段又は後段（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する場合

2 前項の規定により、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用する場合においては、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区の選挙管理委員会）は、当該選挙の当日、投票所内の電磁的記録式投票機を用いた投票を行う場所その他選挙人の見やすい適当な箇所に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、死亡し、届出を却下され、又は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者がある旨の掲示をしなければならない。

3 前二項の規定は、公職選挙法第四十八条の二第一項の規定による投票に使用する電磁的記録式投票機の取扱い及び期日前投票所における掲示について準用する。この場合において、第一項中「場合で当該選挙の当日に使用する電磁的記録式投票機から当該死亡し、届出を却下され、又

は公職の候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を投票所を開く時刻までに消除することが困難であると認めるときは、当該「」とあるのは「場合においては、現に使用している」と、前項中「当該選挙の当日、投票所」とあるのは「できるだけ速やかに、期日前投票所」と読み替えるものとする。

改 正 後

改 正 前

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第一百三十二条及び第一百六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条

第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）

、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第二項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第五十七条

、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十四条（同法第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条第五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第百六条まで、第一百八条、第十一章、第十二章、第一百二十九条から第百三十四条まで、第一百三十六条の二第二项、第一百三十九条ただし書、第一百四十一条から第百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十一条の二まで、第一百五十二条、第一百六十一条から第百六十四条の五、第一百五十二条、第一百六十一条から第百六十五条の二、第一百六十六条たゞし書、第一百六十七条から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第一百七十六条から第一百七八条の三まで、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条まで、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十九条の二から第一百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五十五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百二十一一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五条の二第一号（同法第二百二十二条第三項に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号

、第七十三条（同法第五十七条第二項に關する部分に限る。）、第七十
五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに關す
る部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、
第八十四条後段、第八十六条から第百六条まで、第一百八条、第十一章、
第十二章、第一百二十九条から第百三十四条まで、第一百三十六条の二第二
項、第一百三十九条ただし書、第一百四十一条から第百四十七条の二まで、
第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第百五十一条の
二まで、第一百五十二条、第一百六十一条から第百六十四
条の五まで、第一百六十五条の二、第一百六十六条た
だし書、第一百六十七条から第百七十二条の二まで、第一百七十五条第一項
十七条まで、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十九条の
二から第一百九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第一百四
三条まで、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第百九
十七条まで、第一百九十七条第二項から第五項まで、第一百九十九条の
二から第二百九十九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条
条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項
、第二百二十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、
第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項
、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二
百三十四条（同法第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項及び
第二百二十三条第三項に關する部分に限る。）、第二百三十五条、第二
百三十五条の二第一号（同法第二百二十二条第三項の十五に關する部分に限る。）
、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号

、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十七条第一項及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十二条第一項第二号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百四十三条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十九条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十二条から第二百四十九条の五まで、第二百四十九条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十二条から第二百七十二条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法施行令の準用）

第二十二条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四章の二（第四十八条の三（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第一百四

、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百四十二条第一項第二号から第九号まで及び第二项、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二项、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十九条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十二条から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十四条まで、第二百六十六条第一項後段及び第二項、第二百六十七条、第二百六十八条、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十二条から第二百七十二条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法施行令の準用）

第二十二条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四章の二（第四十八条の三（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第一百四

の項に係る部分に限る。) を除く。) 、第四十九条の三、第四章の四、

第五十条(第五項及び第七項を除く。) 、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条(第六項及び第七項に係る部分を除く。) 、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これららの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。) 、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。) 、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。) 及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第七十七条第一項、第七十八条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十六条第一項、第八十七条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第一百一十五条の四、第一百二十九条第一項、第一百三十二条(第一項後段を除く。) 、第一百三十八条、第一百四十一条の二第一項、第一百四十二条第一

、

第五十条(第五項及び第七項を除く。) 、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条(第六項及び第七項に係る部分を除く。) 、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これららの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。) 、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。) 、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。) 及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第七十七条第一項、第七十八条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十六条第一項、第八十七条第一項(市町村の議會の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第一百一十五条の四、第一百二十九条第一項、第一百三十二条(第一項後段を除く。) 、第一百三十八条、第一百四十一条の二第一項、第一百四十二条第一

項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第百四十二条の三、第百四十五条、第百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第百四十二条の三、第百四十五条、第百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第一百三十二条及び第一百六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第一百一十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項及び第八項、第四十九条の二、第</p>	<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合においては、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）</p>	<p>改 正 前</p>	

五十七条规定、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の六項までに関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第二項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第十二章、第一百一十九条から第一百三十四条まで、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十一条から第一百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十二条、第一百六十一条から第一百五十四条の五まで、第一百五十二条の五、第一百五十二条、第一百六十六条の二第二項ただし書、第一百六十七条から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第一百七十六条から第一百七十八条の三まで、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条まで、第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十九条の二から第一百九十九条の五まで、第十四章の一、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条の三、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条、第二百三十四条（同法第一百二十二条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号（同法第一百一条の十五に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号）、第二百三十五条の二第一号（同法第一百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二号

五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第一百六条まで、第一百八条、第十一章、第十二章、第一百二十九条から第一百三十四条まで、第一百三十六条の二第二項、第一百三十九条ただし書、第一百四十一条から第一百四十七条の二まで、第一百四十八条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百四十九条第二項及び第三項、第一百四十八条の二から第一百五十二条、第一百五十三条、第一百五十四条の七、第一百五十五条の二、第一百五十六条ただし書、第一百六十七条から第一百七十二条の二まで、第一百七十五条第一項ただし書及び第三項から第八項まで、第一百七十六条から第一百七十八条の三まで、第一百七十九条第一項及び第三項、第一百七十九条の二から第一百九十七条の二第二項から第五項まで、第一百九十九条の二から第一百九十九条の五まで、第十四章の一、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条の二、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百二十四条の三、第二百三十四条（同法第二百二十二条第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条に関する部分に限る。）、第二百三十五条、第二百三十五条の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四第二

号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十二条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二项、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十二条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十二条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法施行令の準用）

第八条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四章の二（第四十八条の三（同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十

号、第二百三十五条の六、第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第二号及び第二项、第二百三十九条の二第一項、第二百四十条、第二百四十二条第一号、第二百四十二条、第二百四十三条第一項第二号から第九号まで及び第二项、第二百四十四条第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第二百四十七条まで、第二百四十九条の二から第二百四十九条の五まで、第二百五十条（同法第二百四十八条及び第二百四十九条に関する部分を除く。）、第二百五十二条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三条の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五条第四項及び第五項、第二百五十五条の二から第二百六十三条まで、第二百六十四条第二項から第四項まで、第二百六十六条から第二百六十八条まで、第二百六十九条後段、第二百六十九条の二、第二百七十条第一項ただし書、第二百七十一条から第二百七十二条の五まで並びに第二百七十五条の規定は、準用しない。

（公職選挙法施行令の準用）

第八条 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第四十九条の三、第四章の三

三条第一項の項及び第一百四条の項に係る部分に限る。) を除く。) 、第四十九条の三、第四章の四、第五十条(第五項及び第七項を除く。) 、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条(第六項及び第七項に係る部分を除く。) 、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。) 、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。) 、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。) 及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第七十七条第一項、第七十八条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十六条第一項、第八十七条第一項(市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第一百二十五条の四、第一百二十九条第一項、第一百三十二条(第一項後段を除く。) 、第一百四十二条第一項、第一百四十二条の三、第一百

第五十条(第五項及び第七項を除く。) 、第五十二条、第五十三条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条(第六項及び第七項に係る部分を除く。) 、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。) 、第二項及び第三項、同条第五項(同条第四項に関する部分を除く。) 、第六十二条第一項、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項(公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。) 及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第七十七条第一項、第七十八条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第八十六条第一項、第八十七条第一項(市町村の議員及び長の選挙に関する部分に限る。) 、第一百二十五条の四、第一百二十九条第一項、第一百三十二条(第一項後段を除く。) 、第一百四十二条第一項、第一百四十二条の三、第一百

四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第一百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第一百四十二条の三、第一百四十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第一百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第一百四十二条の三、第一百四十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）